



令和 9 年度概算要求について

令和 9 年度概算要求等に関する説明会

令和 8 年 9 月

北海道環境局 地域脱炭素創生室

電話：011-299-2460

メールアドレス：CN-HOKKAIDO@env.go.jp



令和9年度環境省概算要求

令和9年度環境省概算要求の概要

●歳出予算

(単位：億円)

	令和9年度 概算要求額	合計	令和7年度 補正予算額	令和8年度 当初予算額
		A+B	A	B
一般会計	3,828 + 事項要求	3,642	2,072	1,570
エネルギー対策特別会計	5,154	4,862	2,801	2,061
うち、GX推進対策費	2,750	2,746	2,185	561
一般会計+エネルギー対策特別会計	8,981 + 事項要求	8,504	4,874	3,631
東日本大震災復興特別会計	2,470	2,082	2	2,080
合計	11,451 + 事項要求	10,586	4,875	5,711

※国際観光旅客税財源充当事業については、観光庁において一括計上して要求する。

【上記合計のうち、「強く豊かな日本」投資枠要求額】

「強く豊かな日本」投資枠	5,556 + 事項要求	—	—	—
うち、GX推進対策費	2,750	2,746	2,185	561

補助メニュー資料の見方

事業全体のページ

補助メニュー別のページ

地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業



【令和8年度要求額 2,000百万円(税別)】

「宣言から実行へ」。地域脱炭素の実現に向けて、具体的な脱炭素施策の検討・実施、地域人材の活用・育成等を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策推進法、地球温暖化対策計画、GX2040ビジョン等に基づき行う地域脱炭素の取組は、国の2050年ネット・ゼロの実現及びこれと整合的で野心的な温室効果ガス削減目標の達成に貢献しつつ、地域課題を解決し、地域の魅力を向上させ、地方創生に資することが求められている。地域脱炭素を実現するためには、地方公共団体が主導となり、自らの事務及び事業の推進や区域内の脱炭素化に向けた具体的な施策を検討・実施すること、地域共生・地域増益型の再エネを導入すること、地域中核人材の活用・育成・連携等を行うことが不可欠であり、そのための支援を全国的・集中的に実施する。

2. 事業内容

地方公共団体等による、公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定、主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施、風力発電に係る促進区域等の設定に向けたソーシング等に対する支援、地域共生型再エネ事業創出のための理解醸成、地域脱炭素実現に向けた地域中核人材の活用・育成・連携等に対する支援を行う。併せて、地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討を行う。

(1) 具体的な脱炭素施策の検討・実施支援

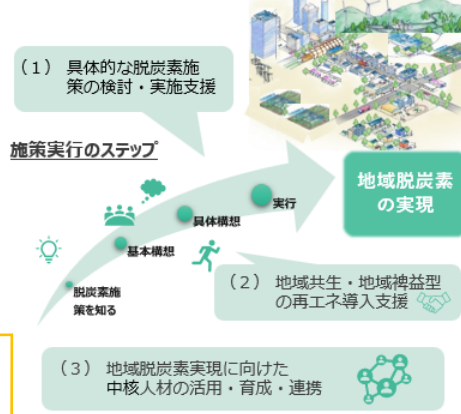
- ①公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援
- ②主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施支援
- ③地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討
- ④風力発電に係る促進区域等の設定に向けたソーシング等に対する支援
- ⑤地域共生型再エネ事業創出のための理解醸成等に対する支援
- ⑥地域脱炭素実現に向けた中核人材の活用・育成・連携事業
- ⑦脱炭素まちづくりアドバイザー派遣・相談
- ⑧地域における中核人材育成研修
- ⑨地域の実情に応じた官民連携強化

3. 事業スキーム

- 事業形態 (1)①②③ 間接補助事業(定率、上限設定あり) (1)③④⑤⑥⑦ 委託事業
- 補助・委託 (1)① 民間事業者・団体等(ただし地方公共団体との共同実施に限る) (2)① 地方公共団体 (1)②③、(2)②、(3) 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和8年度～令和12年度

お問合せ先: (1) (2) 環境省大臣官房環境政策課環境政策調整担当参事官室 電話: 03-5521-9109
(3) 環境省大臣官房環境政策課環境政策調整担当参事官室 電話: 03-5521-9126

4. 事業イメージ



地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業のうち、 (1) 具体的な脱炭素施策の検討・実施支援



公共施設等への再エネ導入計画策定、主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施を支援します。

1. 事業目的

地域脱炭素を実現するためには、地方公共団体が主導となり、ゼロカーボンシティ宣言や地方公共団体実行計画の策定等にとどまらず、具体的な脱炭素施策の「実行」に移すことが求められる。これを後押しするため、公共施設への太陽光発電設備の導入等による自らの事務及び事業の脱炭素化や、地球温暖化対策計画等に基づく主体ごとの役割を踏まえた区域内の脱炭素化について、その具体的な施策の検討・実施を支援する必要がある。

2. 事業内容

①公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援

民間事業者・団体等との協働による公共施設等における太陽光発電設備等の発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、再エネ設備の導入に向けた計画策定を支援する。

②主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施支援

地球温暖化対策計画等に基づく主体ごとの役割を踏まえ、都道府県等を核とし、管内市区町村をはじめとする他の地方公共団体や地域の関係者等と共同・連携した具体的な施策の検討や実施体制の構築、事業の実施等を支援する。

③地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

地球温暖化対策計画の見直し等を踏まえ、地域脱炭素実現に向けた課題解決や先行的な取組の横展開等を図るための検討を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ① 間接補助 1/2 (上限1,000万円) ②③ 委託事業
- 補助・委託 ① 民間事業者・団体等(ただし地方公共団体との共同実施に限る) ②③ 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和8年度～令和12年度

お問合せ先: 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話: 03-5521-9109

4. 事業イメージ



補助メニュー

直接補助事業: 環境省が直接補助対象者に支援を行う事業
間接補助事業: 環境省が執行団体を通じて補助対象者に支援を行う事業
委託事業: 実証・支援・技術開発等の事業

補助申請の対象者
ex. 地方公共団体、民間事業者、団体等

令和9年度環境省重点はこちらから↓
https://www.env.go.jp/guide/budget/r06/page_00014.html

令和9年度エネルギー特別会計概算要求資料はこちらから↓
https://www.env.go.jp/earth/42024_00006.html

地域脱炭素関連

地域脱炭素推進交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金等）



【令和9年度要求額（GX以外）73,021百万円（20,018百万円）（GX）8,000百万円（7,000百万円）】環境省

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、地域脱炭素推進交付金により支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）や地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）等に基づき、地域主導の脱炭素を推進するため、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対し、本交付金により、複数年度にわたって継続的かつ包括的に支援することを目的とする。

2. 事業内容

（1）地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX】

- ①脱炭素先行地域づくり事業への支援
- ②重点対策加速化事業への支援
- ③民間裨益型自営線マイクログリッド等事業への支援

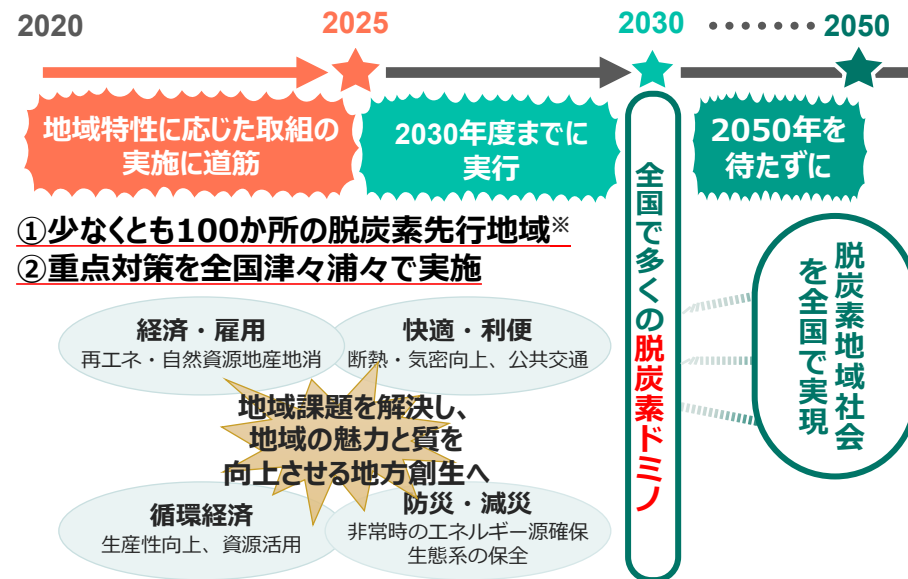
（2）地域脱炭素施策評価・検証・監理等事業

地域脱炭素推進交付金についてデータ等に基づき評価・検証し、事業の改善に必要な措置を講ずるとともに、適正かつ効率的な執行監理を実施する。

3. 事業スキーム

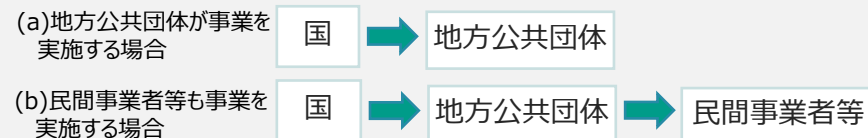
- 事業形態：（1）交付金（2）委託費
- 交付対象・委託先：（1）地方公共団体等（2）民間事業者・団体等
- 実施期間：令和4年度～令和12年度

4. 事業イメージ



※地域特性・地域課題等で類型化
先進性・モデル性等を評価し、評価委員会で選定

<参考：（1）交付スキーム>



地域資源を活用したレジリエントなエネルギー循環・経済成長促進事業



【令和9年度要求額 1,000百万円（新規）】環境省

地域資源を活用したレジリエントなエネルギー循環・経済成長を目指す地方公共団体等に対し、脱炭素電源等の整備を支援します。

1. 事業目的

- ①「地球温暖化対策計画」（令和7年2月18日閣議決定）や地域未来戦略（令和8年7月21日閣議決定）等を踏まえ、地域主導の脱炭素の取組を加速化する。
- ②「地域資源を活用したレジリエントなエネルギー・経済循環の実現に向けて」（令和8年5月29日）に基づく、「Ⅰ防災・レジリエンス強化」、「Ⅱ国内資源活用」、「Ⅲ地域経済活性化」の3つの分野に基づく取組について、地域資源を活用したレジリエントなエネルギー循環・経済成長を目指す地方公共団体等に対し、脱炭素設備等の導入を支援することを目的とする。

2. 事業内容

（1）地域資源を活用したレジリエントなエネルギー循環・経済成長促進事業

Ⅰ～Ⅲのモデルの展開に必要な脱炭素設備等の導入支援を行う。

Ⅰ 防災・レジリエンス強化モデル

- ①気候変動適応策・緩和策の連携による地域レジリエンス強化促進事業
- ②時間単位での地域再エネ需給マッチングモデル構築事業

Ⅱ 国内資源活用モデル

- ③リユースPV発電設備の活用による再エネ地産地消促進事業
- ④地域脱炭素に資するリユースEV導入促進事業

Ⅲ 地域経済活性化モデル

- ⑤地域資源・地元施工事業者等の活用による脱炭素設備等の導入促進事業
- ⑥地場産業等の振興に資するエネルギーコスト低減・脱炭素化促進事業
- ⑦地域エネルギー会社の機能強化による再エネ地産地消促進事業

（2）脱炭素設備等の確実な導入に向けた事業計画の精緻化・管理等事業

（1）における脱炭素設備等の導入の確実な実施に向け、事業計画の精緻化が重要であることから、各段階において、成果・進捗・実行可能性等を評価し、一定の水準を満たした取り組みを対象に、継続的な支援を行う仕組みを構築する。

3. 事業スキーム

■ 事業形態：（1）②以外交付金、（1）②間接補助事業、（2）委託事業
（1）交付・補助率：1/3～2/3、定額等

■ 交付対象
■ 補助対象委託先：（1）②以外地方公共団体等、（1）②民間事業者・団体等、地方公共団体、（2）民間事業者・団体等

■ 実施期間：令和9年度～令和15年度

4. 事業イメージ

➤ 地域と共生した、エネルギーの地産地消を進めつつ、強い地域経済の構築に貢献すべく、これらのモデルを各地に展開することにより、「地域資源を活用したレジリエントなエネルギー・経済循環」の実現を目指す。

① 防災・レジリエンス強化モデル（適応策との連携）

地域での防災・レジリエンス機能の強化の推進に繋がるエネルギー供給等の取組を推進

② 国内資源活用モデル（サーキュラーエコノミーとの連携）

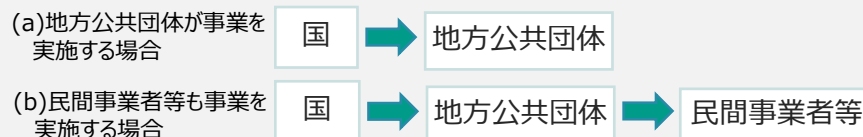
エネルギー・資源・資金の地域内循環に向け地域のエネルギー資源等を最大限活用する取組を推進

③ 地域経済活性化モデル

脱炭素を契機とした地場産業の振興や地域事業者等の育成に繋がる設備導入等の取組を推進

脱炭素設備等の確実な導入に向けた事業計画の精緻化・管理等

＜参考：（1）②以外の交付スキーム＞



お問合せ先：環境省 大臣官房 地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233

地域資源を活用したレジリエントなエネルギー・経済循環の実現に向けて

- 脱炭素先行地域等のこれまでの成果や地域をとりまく状況を踏まえ、「地域を守る」、「地域で回す」、「地域が稼ぐ」という3つの視点に基づき、今後の横展開に向け、「①防災・レジリエンス強化モデル」、「②国内資源活用モデル」、「③地域経済活性化モデル」に支援を重点化。
- 地域と共生した、エネルギーの地産地消を進めつつ、強い地域経済の構築に貢献すべく、これらのモデルを各地に展開することにより、「地域資源を活用したレジリエントなエネルギー・経済循環」を実現。

3つの視点

「地域を守る」



「地域で回す」



「地域が稼ぐ」



今後の横展開に向けた重点支援モデル

① 防災・レジリエンス強化モデル（適応策との連携）

地域での防災・レジリエンス機能の強化の推進に繋がるエネルギー供給等の取組を推進

② 国内資源活用モデル（サーキュラーエコノミーとの連携）

エネルギー・資源・資金の地域内循環に向け地域のエネルギー資源等を最大限活用する取組を推進

③ 地域経済活性化モデル

脱炭素を契機とした地場産業の振興や地域事業者等の育成に繋がる設備導入等の取組を推進

- エネルギーの地産地消を進める観点から、ペロブスカイト太陽電池等の社会実装及び導入基盤整備や地域エネルギー会社の活用、時間単位での需給把握を行うような高度なエネルギーマネジメントに関する取組についても推進。
- 再エネ設備等の導入の確実な実施に向け、事業計画の精緻化が重要。そのため、設備導入の各段階において、成果・進捗・実行可能性等の評価が必要。

事業概要

- 令和9年度から、**3つの支援モデルに合致する7つの取組に限定し、集中的・効果的に支援する。**
- 事業実施期間は**R9～R15**（イメージ：事業計画の精緻化等1年程度、ハード支援3年程度）を想定。
- **各事業合計で約30地域**を想定。自治体単独の取組だけでなく、都道府県等が小規模自治体を束ねる取組も想定。
- **確実な執行に向け、事業計画の精緻化等を求め、ステージゲート型の事業管理を実施**することで、事業の採算性や実現可能性を適切に評価しながら、脱炭素設備等の導入支援を行う。

事業名	申請主体	形式
ステージゲート型の事業管理（⑦を除き共通）		
脱炭素設備等の確実な導入に向けた事業計画の精緻化・管理等事業	—	委託費
1. 地域経済活性化モデル		
①地場産業等の振興に資するエネルギーコスト低減・脱炭素化促進事業	自治体	交付金
②地域資源・地元施工事業者等の活用による脱炭素設備等の導入促進事業	自治体	交付金
③地域エネルギー会社の機能強化による再エネ地産地消促進事業	自治体	交付金
2. 国内資源活用モデル		
④リユースPVの活用による再エネ地産地消促進事業	自治体	交付金
⑤地域脱炭素に資するリユースEV導入促進事業	自治体	交付金
3. 防災・レジリエンス強化モデル		
⑥気候変動適応策・緩和策の連携による地域レジリエンス強化促進事業	自治体	交付金
⑦時間単位での地域再エネ需給マッチングモデル構築事業	事業者	補助金

事業実施スケジュール（イメージ）



- 事業支援による地域内におけるモデルの創出
- 他地域への更なる横展開
- 地域と共生したエネルギーの地産地消の促進
- 強い地域経済の構築への貢献

など

実施事項

- 採択自治体に事業計画の精緻化等を1年程度実施。ステージゲートとして、一定の水準に達している計画に対してハード支援を行う。
- ハード支援については3年程度実施。

地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業



【令和9年度要求額 1,850百万円（630百万円）】 環境省

「宣言から実行へ」。地域脱炭素の実現に向けて、具体的な脱炭素施策の検討・実施、地域人材の育成等を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策推進法、地球温暖化対策計画、GX2040ビジョン等に基づき行う地域脱炭素の取組は、我が国の2050年ネット・ゼロ、2035年度に60%、2040年度に73%削減を実現するとともに、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資することが求められている。

地域脱炭素を実現するためには、地方公共団体が主導となり、自らの事務及び事業の脱炭素化や区域内の脱炭素化に向けた具体的な施策を検討・実施すること、地域共生・地域裨益型の再エネを導入すること、地域中核人材の活用・育成・連携等を行うことが不可欠であり、そのための支援を全国的・集中的に実施する。

2. 事業内容

地方公共団体による、公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定、都道府県等を核とした地域脱炭素施策づくり、地域共生型再エネ事業創出等のための理解醸成、地域脱炭素実現に向けた地域中核人材の活用・育成・連携等に対する支援を行う。併せて、地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討を行う。

（1）具体的な脱炭素施策の検討・実施支援

- ①公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援
- ②都道府県等を核とした地域脱炭素施策づくりに係る支援
- ③地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

（2）地域共生型再エネ事業創出のための理解醸成等に係る支援

（3）地域脱炭素実現に向けた中核人材の活用・育成・連携事業

- ①脱炭素まちづくりアドバイザー派遣・相談
- ②地域における中核人材育成研修
- ③地域の実情に応じた官民連携強化

3. 事業スキーム

■事業形態：(1)① 間接補助事業(定率、上限設定あり)、(1)②③(2)(3) 委託事業

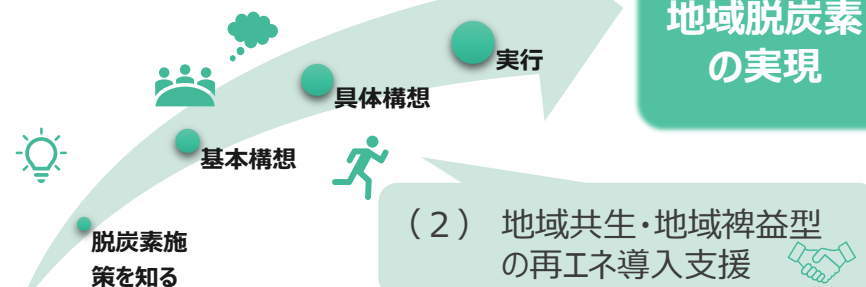
■補助・委託：(1)① 地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）
(2)環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109、環境省大臣官房環境影響評価課 電話：03-5521-8235、環境省自然環境局自然環境計画課 電話：03-5521-8343、環境省自然環境局野生生物課 電話：03-5521-8353
(3)環境省大臣官房地域政策課 電話：03-5521-8328

■実施期間：令和8年度～令和12年度

4. 補助対象、支援対象の例、事業イメージetc.

（1）具体的な脱炭素施策の検討・実施支援

施策実行のステップ



（2）地域共生・地域裨益型の再エネ導入支援

（3）地域脱炭素実現に向けた中核人材の活用・育成・連携

お問合せ先：

(1)環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

(2)環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109、環境省大臣官房環境影響評価課 電話：03-5521-8235、環境省自然環境局自然環境計画課 電話：03-5521-8343、環境省自然環境局野生生物課 電話：03-5521-8353

(3)環境省大臣官房地域政策課 電話：03-5521-8328

地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業のうち、 (1) 具体的な脱炭素施策の検討・実施支援



公共施設等への再エネ導入計画策定、主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施を支援します。

1. 事業目的

地域脱炭素を実現するためには、地方公共団体が主導となり、ゼロカーボンシティ宣言や地方公共団体実行計画の策定等にとどまらず、具体的な脱炭素施策の「実行」に移すことが求められる。これを後押しするため、公共施設への太陽光発電設備の導入等による自らの事務及び事業の脱炭素化や、地球温暖化対策計画等に基づく主体ごとの役割を踏まえた区域内的脱炭素化について、その具体的な施策の検討・実施を支援する必要がある。

2. 事業内容

① 公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援

民間事業者・団体等との協働による公共施設等における太陽光発電設備等の発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、再エネ設備の導入に向けた計画策定を支援する。

② 都道府県等を核とした地域脱炭素施策づくりに係る支援

地球温暖化対策計画等に基づく主体ごとの役割を踏まえ、都道府県等を核とし、管内市区町村をはじめとする他の地方公共団体や地域の関係者等と共同・連携した具体的な施策の検討や実施体制の構築、事業の実施等を支援する。

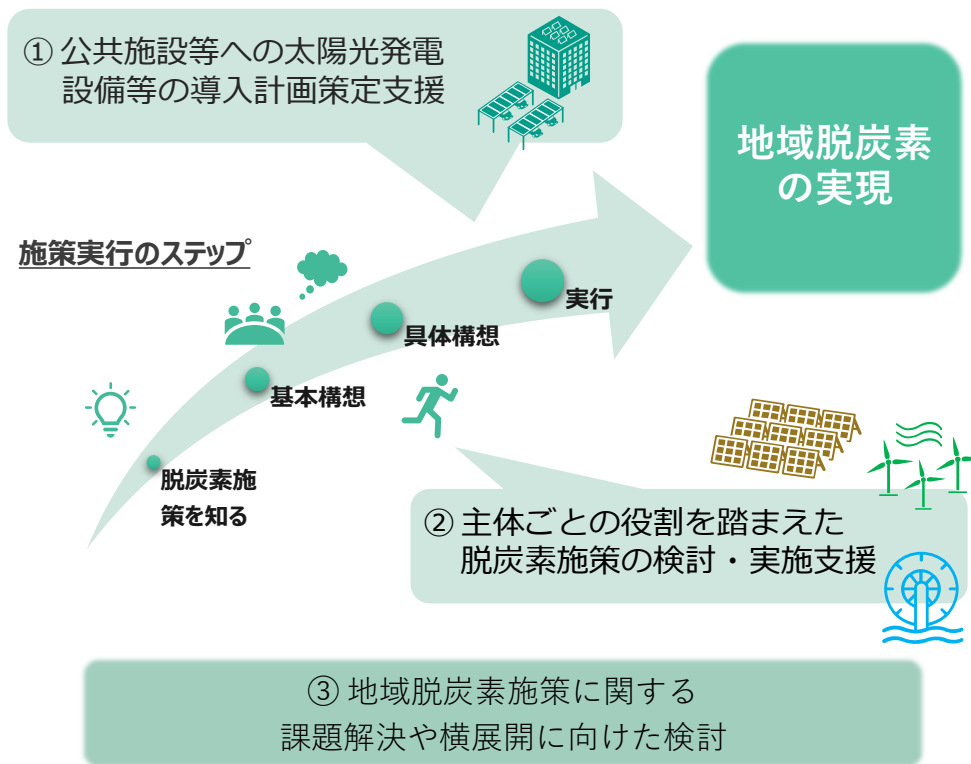
③ 地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

地球温暖化対策計画の見直し等を踏まえ、地域脱炭素実現に向けた課題解決や先行的な取組の横展開等を図るための検討を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態：① 間接補助 1 / 2（上限1,000万円） ※対象施設数により上限1,500万円、②③ 委託事業
- 補助・委託：① 地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）、②③ 民間事業者・団体等
- 実施期間：令和8年度～令和12年度

4. 補助対象、支援対象の例、事業イメージetc.



地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業のうち、 (2) 地域共生型再エネ事業創出のための理解醸成等に係る支援



地域共生型再エネの導入促進に向けて、理解醸成、地域主体の事業条件の整理等に係る実践例の創出を行います。

1. 事業目的

2050年ネット・ゼロの実現に向け、地域関係者との合意形成を図り、環境に適正に配慮した再エネの導入を最大限推進するため、再エネ促進区域等の設定に係るゾーニング等への支援を行うとともに、具体的な案件形成を見据え、自治体・事業者・地域が再エネによる地域裨益策の検討ができるよう理解醸成等に係る支援を行う。

2. 事業内容

地域共生型再エネ事業創出のための理解醸成等に係る支援

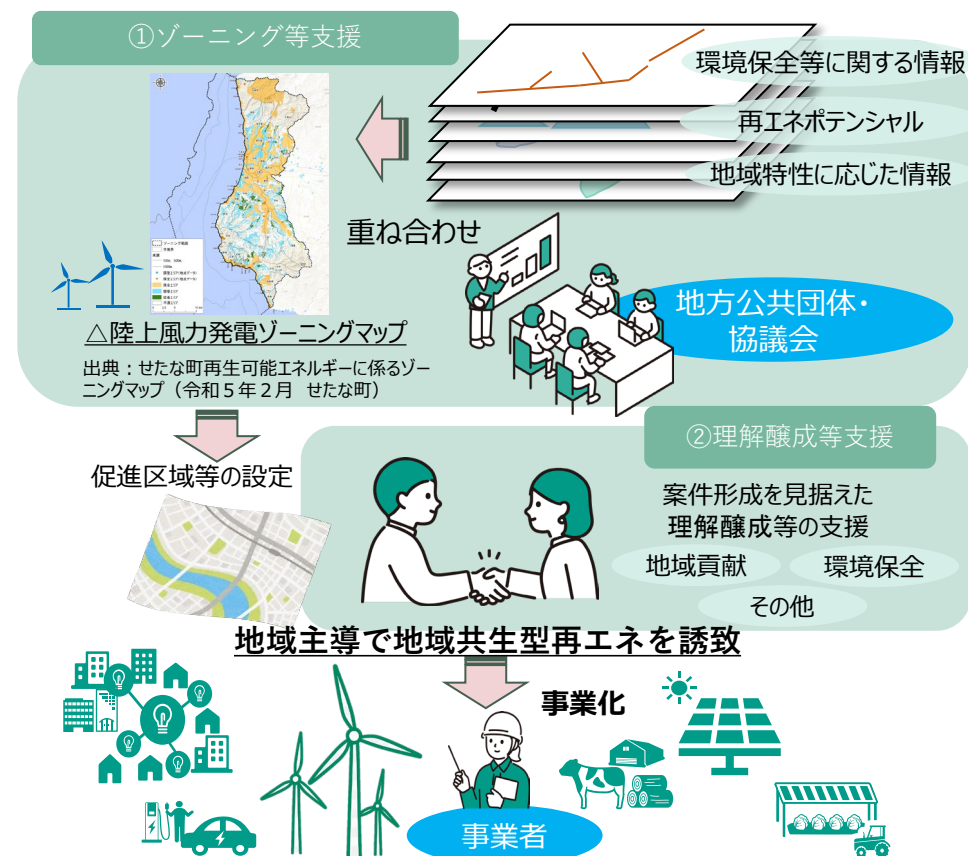
自治体・事業者・地域が再エネによる具体的な地域共生・地域裨益の取組を検討し、計画策定・実行できるよう、理解醸成（地域裨益の取組に係る自治体からの相談対応や情報提供、地域における勉強会の開催）等に係る支援を行う。その際、生成AIを用いた、地域にて管理・更新しやすいマップづくりも行う。

また、生物多様性・生態系の保全の観点から再エネの導入を原則として避けるべきとされたエリアにつき、自然共生サイトの認定に向け、重点的に支援する。

3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業
- 補助・委託：民間事業者・団体等
- 実施期間：令和8年度～令和12年度

4. 補助対象、支援対象の例、事業イメージetc.



お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109、環境省大臣官房環境影響評価課 電話：03-5521-8235、
環境省自然環境局自然環境計画課 電話：03-5521-8343、環境省自然環境局野生生物課 電話：03-5521-8353

地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業のうち、 (3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の活用・育成・連携事業



地域での脱炭素実現のための計画づくり、合意形成、事業運営を担う中核人材を育成し、活用と連携を促進します。

1. 事業目的

2050年ネット・ゼロの実現に向け、多くの自治体で脱炭素分野の人材不足が課題である。地域課題の解決や地方創生に貢献する取組として脱炭素事業を計画・実行していくためには、地域の人材が主体的に取り組むことが不可欠である。このため、即戦力としての人材派遣、人材育成、企業・専門家とのネットワーク構築により、地域脱炭素の実現を担う中核人材を育成し、ノウハウを伝播することで、脱炭素ドミノの実現に貢献する。

2. 事業内容

①脱炭素まちづくりアドバイザー派遣・相談

地方公共団体に対して、地域脱炭素実現に向けた総合的な戦略策定や脱炭素事業創出に関するアドバイザーとして、専門家や企業人材を選定・派遣することで脱炭素施策の実装・具体化に必要な中核人材を育成し、地域脱炭素を推進する。また、多様な相談を一元的に受け付ける全国相談窓口を設置し、潜在的・包括的な課題を掘り起こし、活用可能な支援制度等に繋げる機能を設けることで、取組初期段階の地方公共団体の底上げを図る。

②地域における中核人材育成研修

着任時に必要な基礎的なセミナーから事業化に必要な実践的な講座まで、段階に応じた支援メニューを提供し、地域での脱炭素事業の持続的な実施に必要な中核人材の育成、他地域の人材との相互学習関係の構築を行う。

③地域の実情に応じた官民連携強化

各地域の官民連携強化策として、地方公共団体と地域企業等との協業促進のためのネットワーキング機会を創出。各地方で開催し、地域の実情に応じたきめ細やかな対応を行うとともに、地域脱炭素を活用した地場産業の活性化を図る。

3. 事業スキーム

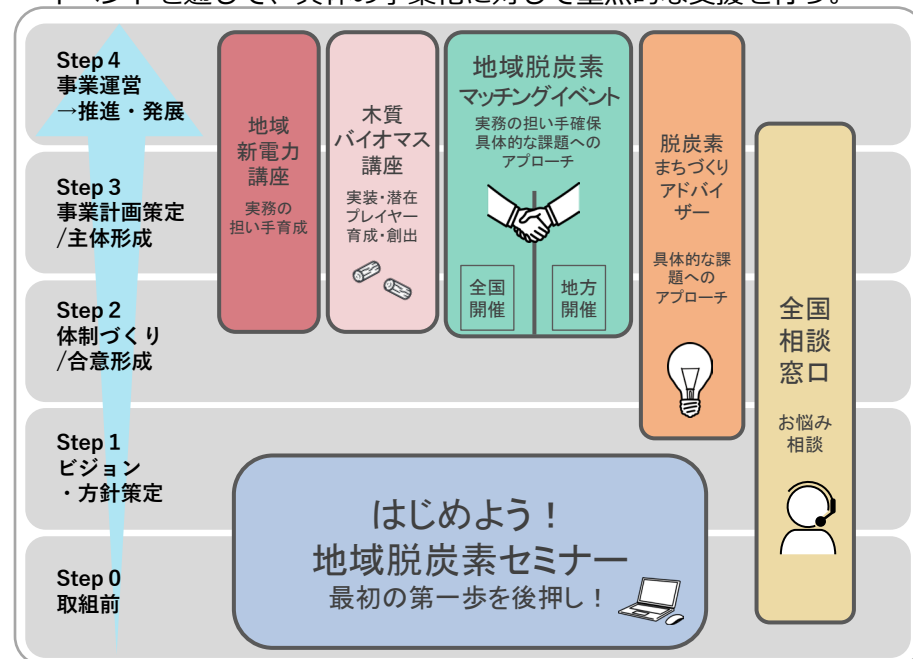
- 事業形態：委託事業
- 補助・委託：民間事業者・団体等
- 実施期間：令和8年度～令和12年度

4. 補助対象、支援対象の例、事業イメージetc.

<地域脱炭素取組のロードマップ>

初期段階から事業運営まで、幅広い段階に向けた支援メニューによる、地域脱炭素の取組の全方位的な人材育成を実施する。

特に、事業化のハードルが高いことから、アドバイザーや講座、イベントを通して、具体の事業化に対して重点的な支援を行う。



GX戦略地域制度における産業団地等の脱炭素化推進事業（経済産業省連携事業）



【令和9年度要求額 3,000百万円（500百万円）】環境省

GX戦略地域に選定された地方公共団体に対し、地域共生型の脱炭素電源等の整備を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）やGX2040ビジョン（令和7年2月18日閣議決定）、日本成長戦略（令和8年7月21日閣議決定）等を踏まえ、GX産業構造への転換が求められるこのタイミングで、効率的・効果的にスピード感を持って、地域共生型の脱炭素電源等の整備を進め、脱炭素電源を核とした産業クラスターを形成するとともに、地域脱炭素の取組を加速化していくことを目的とする。

2. 事業内容

（1）GX戦略地域に係る脱炭素電源等の整備への支援

脱炭素電源の立地地域への産業集積を進め、地域裨益を高めることにより、脱炭素電源の供給増につなげていくため、GX戦略地域（データセンター集積型・脱炭素電源活用型（GX産業団地））における、地域共生型の脱炭素電源・基盤インフラ設備等の導入を支援

補助要件：GX戦略地域に選定されていること等

対象事業：GX戦略地域に係る脱炭素電源・基盤インフラ設備等の整備

事業期間：概ね5年程度

3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（補助率：1/2～2/3、定額等）
- 補助対象：民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間：令和8年度～令和14年度

4. 事業イメージ

脱炭素電源を核とした産業クラスターを形成



<参考：補助スキーム>

国



民間事業者・団体等

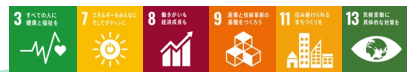


地方公共団体、民間事業者等

お問合せ先：環境省 大臣官房 地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233

再エネ・省エネ導入

ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業（経済産業省・国土交通省連携事業）



【令和9年度要求額 28,000百万円（7,000百万円）】

※2年間で総額51,000百万円の国庫債務負担

環境省

ペロブスカイト太陽電池の国内市場立ち上げに向け、社会実装モデルの創出に貢献する自治体・民間企業を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年ネットゼロの実現に貢献するため、軽量・柔軟などの特徴を有するペロブスカイト太陽電池の国内市場立ち上げに向けた導入支援をすることで、導入初期におけるコスト低減と継続的な需要拡大に資する社会実装モデルを創出し、民間企業や地域の脱炭素化を進めるとともに、産業競争力強化やGX市場創造を図る。

2. 事業内容

ペロブスカイト太陽電池は、これまで太陽電池が設置困難であった場所やインフラ施設等にも設置が可能であり、主な原材料であるヨウ素は、我が国が世界シェアの約30%を占めるなど、再エネ導入拡大や強靱なエネルギー供給構造の実現にもつながる次世代技術である。本事業では、ペロブスカイト太陽電池の導入初期における発電コスト低減のため、ペロブスカイト太陽電池の将来の普及フェーズも見据えて、拡張性が高い設置場所へのペロブスカイト太陽電池導入を支援する。

① 事前調査・導入計画策定

ペロブスカイト太陽電池の導入に向けた事前調査（建物耐荷重の調査や現地確認）や、事前調査を踏まえた構造物単位での導入計画策定を支援し、設備導入につなげる。

② 設備等導入

従来型の太陽電池では設置が難しかった建物屋根・窓等・インフラ空間における建物屋根等への、性能基準を満たすフィルム型・建材一体型ペロブスカイト太陽電池の導入を支援する。

<その他要件>

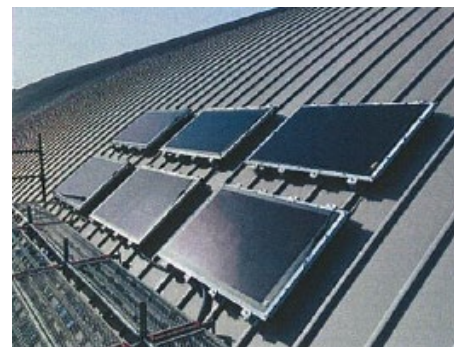
- 導入規模の下限、補助上限価格
- 施工・導入後の運用に関するデータの提出 等

3. 事業スキーム

間接補助事業（計画策定：9/10、設備等導入：2/3、3/4（※））

- 事業形態：※避難施設やインフラ空間等への設置等一定の要件を満たす場合
- 補助対象：地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間：令和7年度～

4. 事業イメージ



体育館・アーチ屋根



窓

耐荷重の制約等から従来型の太陽電池が設置困難であった体育館屋根にフィルム型ペロブスカイト太陽電池を導入した事例
出典：積水ソーラーフィルム株式会社

建物の窓面にも導入可能な建材一体型ペロブスカイト太陽電池を導入した事例
出典：パナソニックホールディングス株式会社

お問合せ先：

環境省 大臣官房 地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 電話：03-3501-4031

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業（地域レジリエンス事業）



【令和9年度要求額 6,137百万円（2,000百万円）】

【一般会計 2,137百万円（0百万円） 特別会計 4,000百万円（2,000百万円）】

災害・停電時に公共施設等へエネルギー供給が可能な自立分散型エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）における「避難施設・防災拠点への再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等の災害・停電時にも活用可能な自立分散型エネルギー設備の導入推進対策」として、また、地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）に基づく取組として、地方公共団体における公共施設等への再生可能エネルギーの率先導入を実施することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設等※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

設備導入事業として、再生可能エネルギー設備、熱利用設備、コージェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附帯設備（蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助する。

※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設及び公用施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき公共施設及び公用施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）

※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。

（都道府県・指定都市による公共施設等への太陽光発電設備（パワコン、工事費等）導入はPPA等に限る。）

3. 事業スキーム

■ 事業形態：間接補助

■ 補助対象：地方公共団体

■ 実施期間：令和3年度～

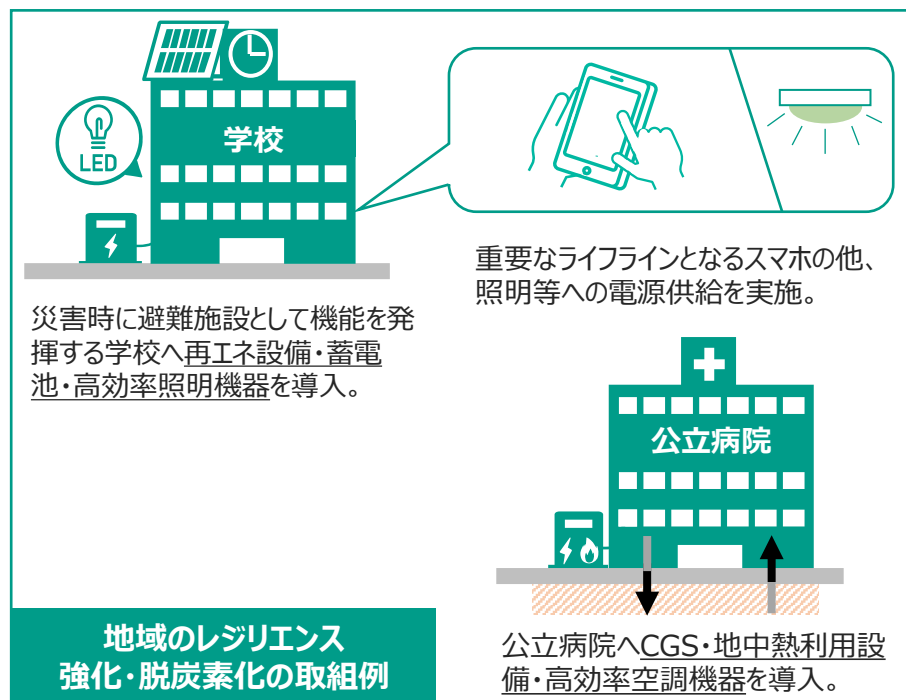
都道府県・指定都市・財政力指数0.8以上の市区町村：1/3、
財政力指数0.8未満の市区町村：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3
蓄電池：定額

PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同
申請する場合に限り、民間事業者・団体等也可

4. 支援対象

- 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設等
- 業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持するべき公共施設等

導入
・再エネ設備
・蓄電池
・CGS
・省CO2設備
・熱利用設備 等





民間企業等による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進し、再エネの導入及び地域共生の加速化を図ります。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年ネットゼロの実現に貢献するため、民間企業等が有する工場・施設・営農地等に対して再エネ設備の導入加速と柔軟な需給調整の実現を支援することにより、民間企業や地域の脱炭素化を着実に進めるとともに、分散型電力システムを構築して地域共生型エネルギー社会の加速化を目指す。

2. 事業内容

自家消費型・地産地消型の再生可能エネルギーの導入拡大を図るため、設備導入及びモデル構築の取組等を支援する以下の事業を実施する。

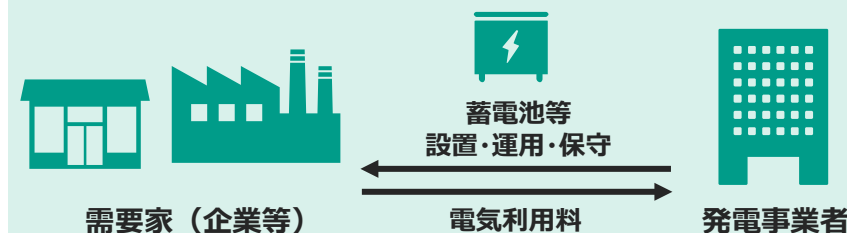
- (1) ストレージパリティ※の達成に向けた蓄電池等の価格低減促進事業
※ 太陽光発電の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態のこと
- (2) 設置場所の特性に応じた再エネ導入促進事業
- (3) 再エネ熱利用等による脱炭素化促進事業
- (4) 離島の脱炭素化推進事業
- (5) バリューチェーン連携型再エネ導入モデル創出事業
- (6) 浮体式洋上風力導入と地域ビジネス促進事業 ※継続事業のみ
- (7) 新手法による電力融通モデル創出事業 ※継続事業のみ

3. 事業スキーム

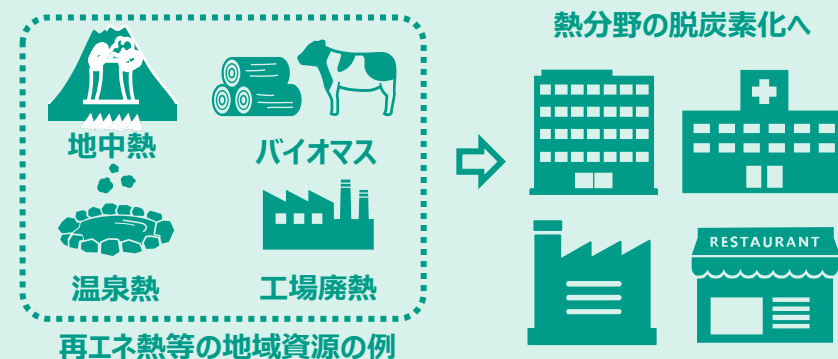
- 事業形態：間接補助事業／委託事業（メニュー別スライドを参照）
- 委託先及び補助対象：民間事業者・団体等
- 実施期間：メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ

ストレージパリティ達成に向けた自家消費型太陽光・蓄電池導入



再エネ熱利用等による熱分野の脱炭素化



民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、 (1) ストレージパリティの達成に向けた蓄電池等の価格低減促進事業（経済産業省連携事業）



自家消費型の太陽光発電における蓄電池等の導入支援により、ストレージパリティの達成を目指します。

1. 事業目的

オンサイトPPA等により自家消費型の太陽光発電を導入する際に、蓄電池をあわせて導入することで、蓄電池等の価格低減を促進しながら、ストレージパリティ※の達成を目指す。

※太陽光発電の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態のこと

2. 事業内容

① ストレージパリティの達成に向けた蓄電池等の価格低減促進事業（補助）

オンサイトPPA等により業務用施設・産業用施設等へ自家消費型の太陽光発電を導入する際に、蓄電池（車載型蓄電池を含む）、太陽光発電（工事費等）の導入支援を行う。

※蓄電池もしくは、車載型蓄電池の導入は必須。

※太陽光発電の発電電力を系統に逆潮流しないものに限る（ただし、戸建住宅は逆潮流可）。

② ストレージパリティ達成に向けた課題分析・解決手法調査検討事業（委託）

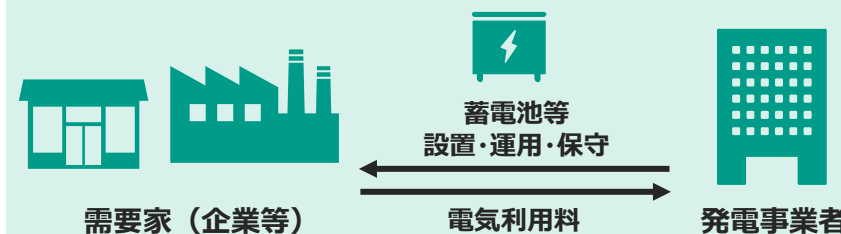
太陽光発電・蓄電池の導入加速化や、ストレージパリティ達成に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態：①間接補助事業（太陽光発電設備：定額、蓄電池：定額（上限：補助対象経費の1/3））
②委託事業
- 委託先及び補助対象：民間事業者・団体等
- 実施期間：令和6年度～令和11年度

4. 事業イメージ

オンサイトPPAによる自家消費型太陽光・蓄電池導入



蓄電池・太陽光発電の補助概要

	定置用蓄電池	太陽光発電
PPA リース	補助対象経費の1/3	4万円/kW
購入		3万円/kW

* 蓄電池併設型で自家消費型の太陽光発電であること

* EV・PHV（外部給電可能なものに限る）をV2H充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、
(2) 設置場所の特性に応じた再エネ導入促進事業（一部 農林水産省・経済産業省 連携事業）



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地域共生型の再エネ導入を促進します。

1. 事業目的

地域の再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、設置場所や地域の特性に応じた太陽光発電の支援を通じて、再エネ導入拡大を図る。

2. 事業内容

① 営農地・水面等への太陽光発電の導入促進事業（補助率1/2）

生物多様性等の自然環境にも配慮し、営農地・水面等を活用した地域共生型の太陽光発電について、コスト要件※を満たす場合に、太陽光発電（パワコン等）の導入支援を行う。

※コスト要件

本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。

② 駐車場等への太陽光発電の導入促進事業（補助額7万円/kW、補助率1/2）

駐車場等を活用した新たな設置手法による太陽光発電（ソーラーカーポート、ソーラーロード等の工事費、パワコン等）及び充電設備について導入支援を行う。

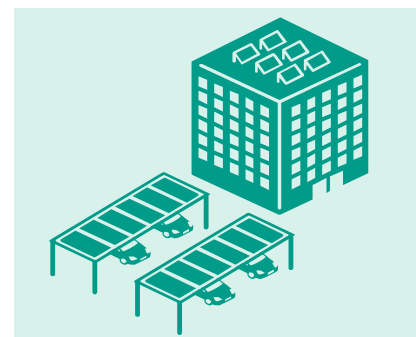
③ 窓、壁等と一体となった太陽光発電の導入促進事業（補助率3/5、1/2）

窓、壁等の建材と一体型の太陽光発電（工事費、パワコン等）の導入支援を行う。

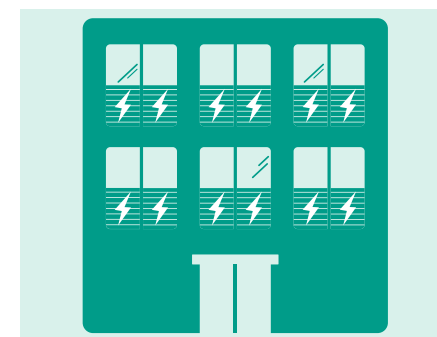
3. 事業スキーム

- 事業形態：①～③間接補助事業（1/2、3/5、定額）
- 補助対象：民間事業者・団体等
- 実施期間：令和6年度～令和11年度

4. 事業イメージ



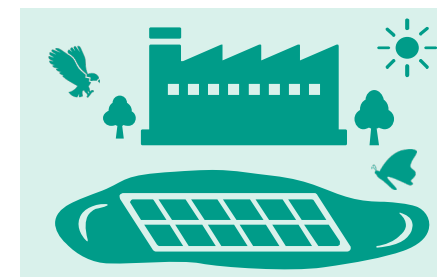
駐車場太陽光（ソーラーカーポート）



建材一体型太陽光



営農型太陽光（ソーラーシェアリング）



水面型太陽光

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、 (3) 再エネ熱利用等による脱炭素化促進事業



熱分野の脱炭素化に向けて、自家消費型・地域共生型の再エネ導入を促進します。

1. 事業目的

熱分野の脱炭素化に向けて、地域との共生を前提とした上で、再エネ熱利用の支援、熱分野でのCO2ゼロに向けたモデル創出等を通じて、それらの価格低減を促進しながら、再エネ導入を図る。

2. 事業内容

①再エネ熱利用・工場廃熱利用等の価格低減促進事業（補助率1/3、1/2）

地域の特性に応じた（a）再エネ熱利用・自家消費型再エネ発電（太陽光発電除く）、（b）工場廃熱利用のいずれかに該当する取組に対し、コスト要件（※）を満たす場合に設備導入支援等を行う。

※コスト要件

（熱利用）：当該設備のCO2削減コストが従来設備のCO2削減コスト（※過年度の環境省補助事業のデータ等に基づく）より一定以上低いものに限る。

（発電）：本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。

②地域における熱分野の脱炭素化先行モデル創出事業（補助率3/4、2/3）

熱分野でのCO2ゼロに向けた複数施設におけるCO2の削減や、地域で熱融通等を推進する先行的な取組について、その計画策定や設備等導入を支援する。

③熱分野の脱炭素化モデル構築等に係る検討委託業務（委託）

熱分野の脱炭素化モデル構築等に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態：①②間接補助事業（計画策定：3/4（上限1,000万円）、設備等導入：1/3、1/2、2/3）
③委託事業
- 委託先及び補助対象：地方公共団体※・民間事業者・団体等 ※温泉熱のみ
- 実施期間：令和6年度～令和11年度

4. 事業イメージ



民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、 (5) バリューチェーン連携型再エネ導入モデル創出事業



バリューチェーンの脱炭素化を進めるため、バリューチェーン連携により再エネを確保する導入モデルの創出を支援します。

1. 事業目的

2050年ネット・ゼロ実現に向け、自らの企業活動のみならず、バリューチェーン全体を脱炭素化する流れが広がっている。脱炭素化を進めるに当たっては、再生可能エネルギーの活用が不可欠となるが、小規模分散型で導入でき、建設リードタイムが短い太陽光発電は、特に重要な手段となる。再エネの確保に当たっては、企業の与信や余剰電力の有効利用等の課題がある中、バリューチェーン上の企業で連携することで課題を解消し、再エネを最大限導入することで、バリューチェーンの脱炭素化につながる新たな再エネ導入モデルを創出する。

2. 事業内容

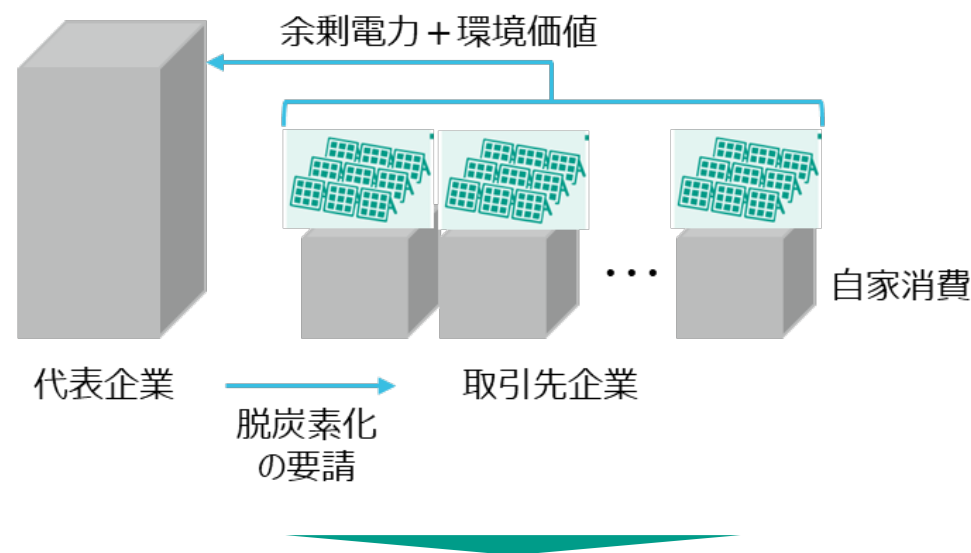
企業が太陽光発電を導入する手段の1つとして、PPAモデルが使われるようになってきているが、長期与信が必要となることや、余剰電力を有効活用できないことで自家消費を前提とせざるを得ず、その場合設置できる設備容量が小さく経済性が悪化するなど、中小企業をはじめ、広く有効に活用できるモデルとはなっていない。

このため、バリューチェーンの代表企業が、そのバリューチェーン上の企業をとりまとめ、PPAモデルにより太陽光発電を導入するとともに、各企業で発生する余剰電力を需給管理し、代表企業等が活用する導入モデルの構築に対して支援を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（1/2）
- 補助対象：民間事業者・団体等
- 実施期間：令和9年度～令和11年度

4. 事業イメージ



単独では導入が難しい企業への太陽光発電の導入を実現し、バリューチェーン全体の脱炭素化へ貢献

脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業（SHIFT事業）



【令和9年度要求額 7,682百万円（5,786百万円）】環境省

中小企業等の工場・事業場への脱炭素技術等の導入促進により、CO2排出削減を図ります。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年ネットゼロの実現に貢献するため、エネルギー起源CO2排出量のより少ない設備・システムへの改修を行う事業者を支援し、積極的な省CO2化投資を後押ししてCO2排出削減を図るとともに、支援した知見を普及展開し省CO2化の浸透を図ります。

2. 事業内容

① 省CO2型システムへの改修支援事業（補助率：1/3、補助上限：1億円または5億円）

CO2排出量を大幅に削減する電化・燃料転換・熱回収等の取組により、CO2排出量を工場・事業場単位で15%以上又は主要なシステム系統で30%以上削減する設備導入等を行う中小企業等を支援（3カ年以内）。

② 最高性能型導入支援事業（補助率：1/3（設備費のみ） 補助上限：1億円）

空調・熱源設備、給湯設備等のエネルギー使用設備のうち、標準的な設備に比べて高いCO2削減効果が見込まれる市場最高水準の省CO2性能を有する設備への更新を行う中小企業等を支援（3カ年以内）。

③ データ活用型省CO2運用改善支援事業

a) 企業単体型（補助率：3/4 補助上限：200万円または400万円）

運転管理データ等の活用により、設備運用改善による即効性のある省CO2化や効果的な改修設計などのモデル的な取組を行う中小企業等を支援（2カ年以内）。

b) 企業間連携型（補助率：3/4 補助上限：400万円（機器・システム費以外は上限200万円））

代表企業から連携企業に対してCO2削減の働きかけを行う際のファーストステップとなるCO2排出量の可視化・運用改善など、企業間で連携した省CO2化を推進するモデル的な取組を支援（2カ年以内）。

④ 工場・事業場の脱炭素化に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討等（委託）

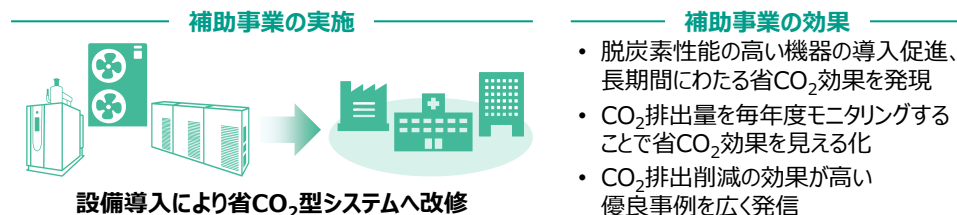
効果的なCO2削減手法について、過年度事業の整理・分析・課題解決の検討等を行い、工場・事業場の脱炭素化普及促進に向けた取組を行う。

3. 事業スキーム

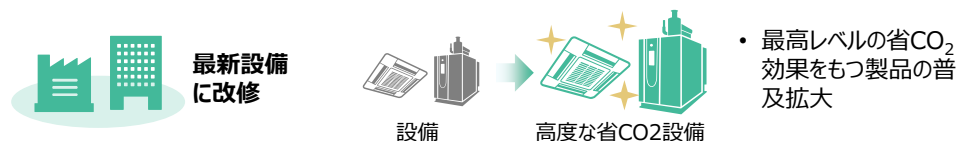
- 事業形態：①②③間接補助事業（補助率：1/3、3/4）、④委託事業
- 委託先・補助対象：民間事業者・団体
- 実施期間：令和6年度～令和11年度

4. 補助対象、支援対象の例、事業イメージetc.

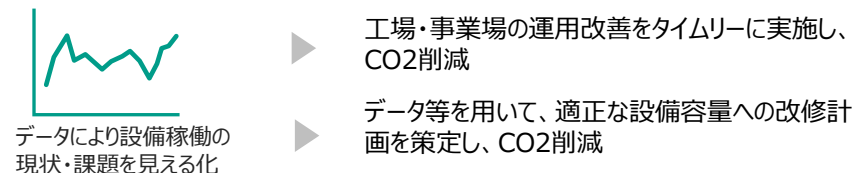
① 省CO2型システムへの改修支援事業



② 最高性能型導入支援事業



③ データ活用型省CO2運用改善支援事業



Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業



【令和9年度要求額 3,700百万円（1,500百万円）】
※3年間で総額3,500百万円の国庫債務負担

バリューチェーンを構成する代表企業と取引先の中小企業等が連携して行う省CO2設備の導入を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年ネットゼロの実現に貢献するため、また、脱炭素経営の国際潮流において大企業では取引先のCO2排出量（Scope3）の削減の重要度が増していることを踏まえ、バリューチェーンを構成する代表企業が、取引先である複数の中小企業等と連携してScope3削減に資する省CO2設備を導入する取組を支援することで、バリューチェーン全体のCO2排出削減を強力に推進するとともに、産業競争力の強化やGX市場の創造を図る。

2. 事業内容

GX率先実行宣言をしている代表企業と、そのバリューチェーン上の連携企業（中小企業等）が連携して行う省CO2設備の導入を支援することで、バリューチェーン全体のCO2排出量を削減し、代表企業のScope3削減に貢献する。

主な要件：

- 代表企業が「GX率先実行宣言」を行っていること
- 代表企業のScope3削減目標を踏まえて、代表企業と連携企業とが、本事業実施後の連携企業のCO2排出削減について合意※1を行っていること

※1 代表企業が大企業の場合は連携企業2者以上、中堅・中小企業の場合は連携企業1者以上と合意を行うこと

補助対象： 現在の設備に対して30%以上※2の省CO2効果が見込める設備の導入

※2 本事業で導入する設備全体で30%以上の省CO2効果を満たすこと
ただし、大企業は30%以上、中堅企業は20%以上、中小企業は10%以上の省CO2効果を満たすこと

補助率： 中小企業1/2

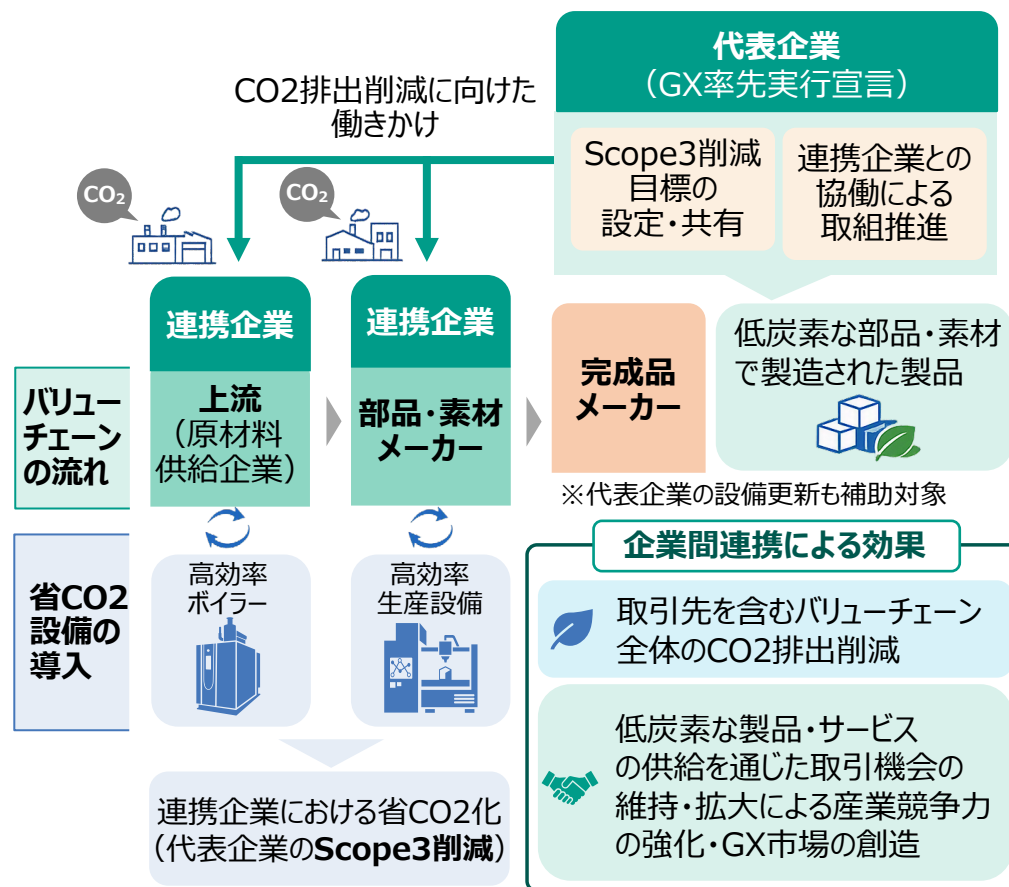
大企業1/3（「GX率先実行宣言」を行い、かつ、対策によりCO2排出量を3,000t-CO2/年以上削減する場合の補助率は1/2）

補助上限額・事業期間： 15億円（1事業者につき）、最大3カ年

3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（補助率：1/2、1/3）
- 補助対象：民間事業者・団体
- 実施期間：令和7年度～

4. 事業イメージ



建物の脱炭素

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業（一部農林水産省・経済産業省・国土交通省連携事業）

【令和9年度予算（案） 11,500百万円（6,700百万円）】
（※(1)①②④は、5年間で総額14,300百万円の国庫債務負担）

建築物等のZEB化・省CO2設備の導入等の支援により、脱炭素化と健やかで強い社会づくりを目指します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する建築物のZEB化や省CO2設備の導入等を支援することで、建築物の脱炭素化を促進するとともに、ウェルビーイング／高い生活の質の実現やレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

（1）ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業

（一部農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）

- ①低炭素型建材活用新築ZEB支援事業
- ②業務用建築物の脱炭素改修加速化事業
- ③業務用建築物ストックの省CO2改修調査支援事業
- ④躯体活用型ZEB化改修支援事業
- ⑤躯体活用型ZEB化改修調査支援事業
- ⑥建築物の脱炭素化推進に係る調査等事業
- ⑦新築建築物のZEB普及促進支援事業（継続事業のみ）
- ⑧既存建築物のZEB化普及促進支援事業（継続事業のみ）
- ⑨ライフサイクルカーボン削減型の新築ZEB支援事業（継続事業のみ）

（2）水インフラにおける脱炭素化推進事業（農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）

（3）省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業

（一部国土交通省連携事業）

- ①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業
- ②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業

（4）サステナブル倉庫モデル促進事業（国土交通省連携事業）

3. 事業スキーム

- 事業形態
 - 委託先及び補助対象
 - 実施期間
- メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ

ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援

建築物のライフサイクル



省CO2化と災害・熱中症対策／サステナブル倉庫モデル促進



建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、 (1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業（一部農林水産省・経済産業省・国土交通省連携事業）（1/2）



業務用建築物のZEB化に向けた高効率設備等の導入や、低炭素型建材の活用などを支援します。

1. 事業目的

業務用建築物のZEB化に資する高効率設備等の導入、低炭素型の建材の活用等を支援することで、業務用建築物の脱炭素化に向けた取組の普及拡大を図る。

2. 事業内容

①低炭素型建材活用新築ZEB支援事業（補助率：1/4～2/3、上限：10億円（5年間））

低炭素型建材の導入等を行う新築ZEBについて、高効率設備や低炭素型建材の導入等を支援する。

◆補助要件：ZEB Ready（事務所等以外についてはZEB基準の水準の省エネ性能（※1））を達成すること、エネルギー管理体制を整備すること、再エネ設備を導入すること、ライフサイクルカーボン等を算定すること、低炭素型の建材を導入すること等

◆補助対象経費：設備費・工事費（断熱窓・断熱材・高効率空調機器・高効率照明器具・高効率給湯機器・BEMS・太陽光発電設備※6等のうち、一定の基準を満たしたもの等

②業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（補助率：1/3、1/2、上限：10億円（5年間））

既存建築物について、外皮の高断熱化及び高効率設備の導入等を支援する。

◆補助要件：ZEB基準の水準の省エネ性能を達成すること、改修後の外皮性能BPIが1.0以下となっていること、エネルギー管理や設備の運用改善を行うこと等

◆補助対象経費：設備費・工事費（断熱窓・断熱材・高効率空調機器・高効率照明器具・高効率給湯機器・BEMS・太陽光発電設備※6等のうち、一定の基準を満たしたもの）及び設計費（省エネ化に資するもの）等

③業務用建築物ストックの省CO2改修調査支援事業（補助率：1/2、上限：100万円）

既存建築物ストックの省CO2改修によるZEBの達成可能性・省CO2効果についての調査を支援する。

3. 事業スキーム

■事業形態：間接補助事業

■補助対象：地方公共団体、民間事業者、団体等

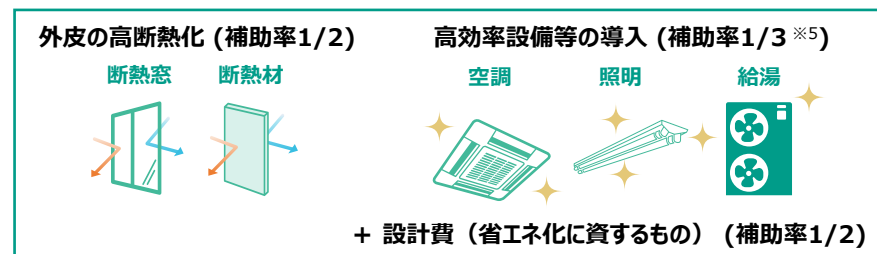
■実施期間：令和5年度～令和10年度

4. 事業イメージ等

<①低炭素型建材活用新築ZEB支援事業> ※2

延べ床面積	補助率（設備）		補助率（建材）
	事務所等以外※3	事務所等※4	
2,000㎡未満	1/3	1/3	掛かり増し費用の 1/2 (GX率先実行宣言を行う場合は2/3)
2,000㎡以上		1/4	

<②業務用建築物の脱炭素改修加速化事業>



※1 ZEB基準の水準の省エネ性能については、「事務所等」は現行の省エネ基準値から40%削減（BEI=0.6）、「事務所等以外」は現行の省エネ基準値から30%削減（BEI=0.7）とする。なお、「事務所等」は、事務所、官公署、学校等の用途を、「事務所等以外」は、ホテル等、病院等、物品販売業を営む店舗等、飲食店等、集会所等の「事務所等」以外の用途を指す。

※2 ①については、都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市及び特別区を除く（用途が病院等の場合、すべての地方公共団体が対象）。

※3 ①において、延べ面積10,000㎡以上の「事務所等以外」については、ZEB基準の水準の省エネ性能の建築物のみを対象とし、ZEB Oriented 以上の省エネ性能の建築物については対象外。

※4 ①において、「事務所等」については、ZEBの設計に初めて関わるZEBプランナーが関与する場合、ZEB基準の水準の省エネ性能の建築物についても対象とする。

※5 ②において、特に高い省エネ性能が期待される等の一部設備（トップ性能枠）については補助率を1/2とする。

※6 太陽光発電設備については、パワコン等の設備費や工事費等を補助対象とする。

お問合せ先：環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室 電話：0570-028-341



業務用建築物のZEB化に向けた高効率設備等の導入や、低炭素型建材の活用などを支援します。

1. 事業目的

業務用建築物のZEB化に資する高効率設備等の導入、低炭素型の建材の活用等を支援することで、業務用建築物の脱炭素化に向けた取組の普及拡大を図る。

2. 事業内容

④ 躯体活用型ZEB化改修支援事業（補助率：1/3～2/3、上限：10億円（5年間））

ZEB化改修とともに、既存の躯体を最大限活用し、新築並みの耐用年数に延伸することで、脱炭素と資源循環の両方に資する先導的な改修事業について支援する。

- ◆ 補助要件：ライフサイクルカーボン等を算定すること、ZEB基準の水準の省エネ性能を達成すること、一定以上の耐震性を確保すること、設計図書等を公表すること、耐用年数を算出すること 等
- ◆ 補助対象経費：設備費・工事費（断熱窓・断熱材・高効率空調機器・高効率照明器具・高効率給湯機器・BEMSのうち、一定の基準を満たしたものと等）及び設計費（省エネ化及び躯体の活用に関するもの）

⑤ 躯体活用型ZEB化改修調査支援事業（補助率：1/2、上限：1,000万円）

ZEB化と既存躯体の最大限活用の同時実現に係る達成可能性・省CO2効果等についての調査を支援する。

⑥ 建築物の脱炭素化推進に係る調査等事業（委託）

建築物の脱炭素化を推進するために必要な調査、検討等を行う。

⑦ 新築建築物のZEB普及促進支援事業（継続事業のみ）

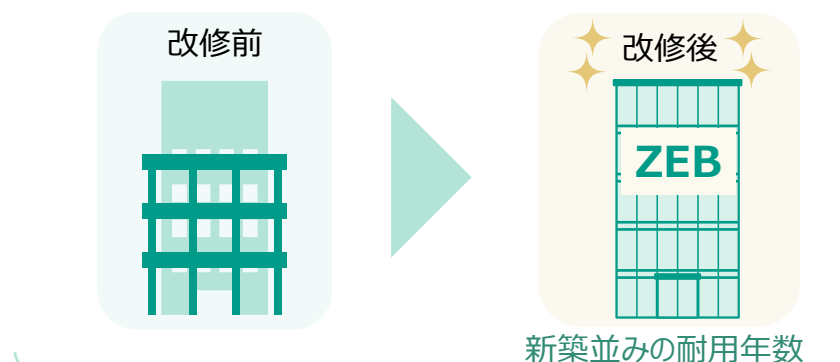
⑧ 既存建築物のZEB化普及促進支援事業（継続事業のみ）

⑨ ライフサイクルカーボン削減型の新築ZEB支援事業（継続事業のみ）

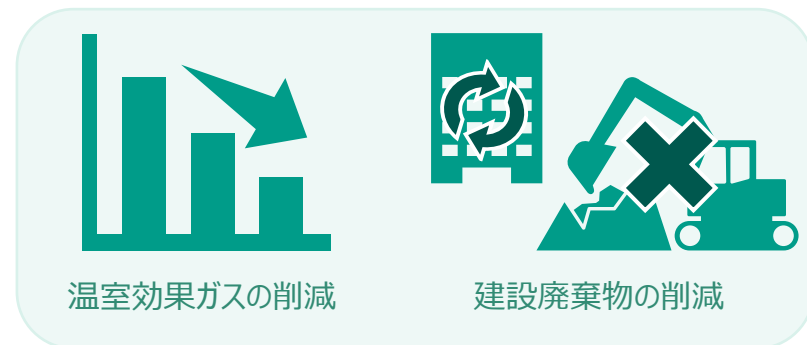
3. 事業スキーム

- 事業形態：④⑤⑦⑧⑨間接補助事業、⑥委託事業
- 補助対象及び委託先：地方公共団体、民間事業者、団体等
- 実施期間：令和5年度～令和10年度

4. 事業イメージ



脱炭素と資源循環の両方に貢献



建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、 (3) 省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業（一部国土交通省連携事業）



業務用施設に高効率設備等を導入支援することにより、省CO2化と熱中症対策・レジリエンス向上を行います。

1. 事業目的

様々な業務用施設の改修に際して高効率設備等の導入を支援することにより、既存建築物のCO2排出量の削減と、熱中症対策に資する施設やフェーズフリー性を兼ね備えた施設の普及を図る。

2. 事業内容

①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業（一部国土交通省連携事業）

1. クーリングシেলターの普及に向けた高効率空調導入支援事業（補助率：1/3、上限：1,000万円）
既存建築物に熱中症対策等にも資する高効率空調等を導入してクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）の普及を図る事業を支援する。
2. 民間建築物等における省CO2改修支援事業（補助率：1/3、上限：3,500万円）
高効率機器への更新により既存民間建築物の省CO2化を図る事業を支援する。
3. テナントビルの省CO2改修支援事業（補助率：1/3、上限：4,000万円）
オーナーとテナントがグリーンリース契約等を結び、協働して省CO2化を図る事業を支援する。
4. 空き家等における省CO2改修支援事業（補助率：1/3、上限：1,000万円）
空き家等を業務用施設に改修しつつ省CO2化を図る事業を支援する。

◆補助要件：各事業による指定のCO2排出削減、運用改善に係る取組の実施等

②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業（補助率：1/3、上限：1ハウスあたり250、350万円）

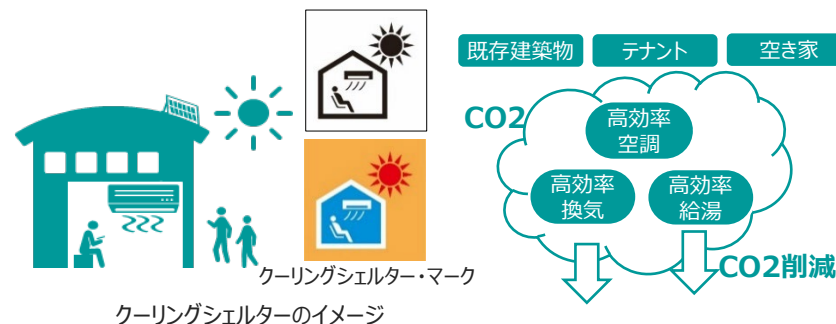
災害時の活動拠点やクーリングシェルターとしても利用可能な独立型施設（コンテナハウス等）に対して、高機能空調、再エネ設備等の導入を支援する（太陽光発電設備については、パワコン等の設備費や工事費等を補助対象とする。）。

3. 事業スキーム

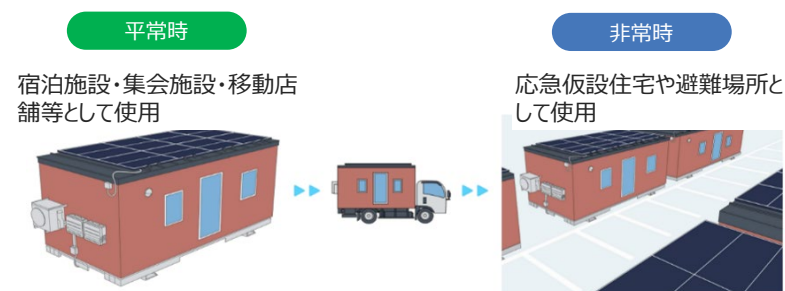
- 事業形態：間接補助事業
- 補助対象：地方公共団体、民間事業者、団体等
- 実施期間：令和6年度～令和10年度

4. 事業イメージ

①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業のイメージ



②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業のイメージ





業務用建築物の脱炭素化を早期に実現するため、外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を支援します。

1. 事業目的

- ・地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年ネットゼロの実現に貢献するため、既存建築物の外皮の高断熱化や高効率空調機器等の導入を支援し、業務用建築物の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現を図る。
- ・先進的な断熱窓、断熱材や高効率な空調機器、照明器具、給湯機器の導入加速により、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出低減を共に実現する。

2. 事業内容

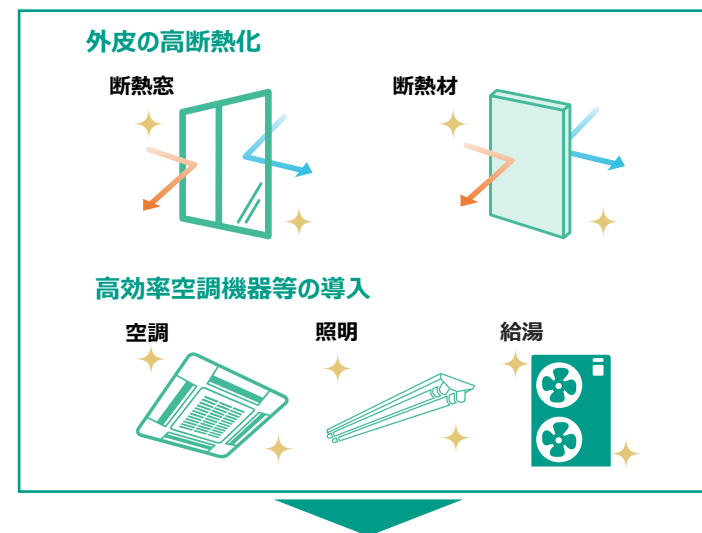
既存建築物の外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を促進するため、設計費・設備費・工事費への補助を行う。

- 主要要件 : 改修後の外皮性能BPIが1.0以下となっていること及び一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から40%（用途によっては30%）程度以上削減されること（※ZEB基準の水準の省エネ性能を達成）、エネルギー管理や設備の運用改善を行うこと 等
- 主な対象設備 : 断熱窓、断熱材、高効率空調機器、高効率照明器具、高効率給湯機器等のうち、トップランナー制度目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの。また、一定の要件を満たした外部の高効率熱源機器からエネルギーを融通する場合は、当該機器等も対象とする。
- 補助率 : 1/3～1/2

3. 事業スキーム

- 事業形態 : 間接補助事業
- 補助対象 : 地方公共団体、民間事業者、団体等
- 実施期間 : 令和5年度～

4. 事業イメージ



省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度以上削減

※ ZEB基準の水準の省エネ性能：一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態。



【令和9年度要求額 12,500百万円（8,000百万円）】

新築住宅におけるCFP表示製品等の使用、既存住宅のZEHリノベや断熱リフォーム等による脱炭素化を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年ネット・ゼロの実現に貢献するため、住宅の断熱化や省エネ化等を支援し、住宅分野の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現を図る。

2. 事業内容

(1) 戸建住宅・集合住宅における環境影響評価の活用促進事業

窓又は断熱材の一部にCFP（カーボンフットプリント）表示製品等※を使用し、かつ、断熱性能等について一定の要件を満たす戸建住宅・集合住宅を新築する者に対する補助

※ 令和9年度中にCFPを公表する製品を含む

(2) 戸建住宅・集合住宅のZEH化・省CO2化促進事業

① 新築集合住宅のZEH-M化等支援※1

ZEH-Mの要件を満たす集合住宅を新築する者に対する補助

② 既存住宅のZEH化改修促進支援

既存住宅をZEH水準の要件を満たす住宅に改修する者及び既存住宅の省エネ診断を行う者に対する補助

③ 新築戸建住宅のZEH・ZEH+化等支援※2

ZEH又はZEH+の要件を満たす戸建住宅を新築する者に対する補助

※1 高層ZEH-Mは過去に採択された案件の継続分に限る

※2 過去に採択された案件の継続分に限る

(3) 既存住宅の断熱リフォーム支援事業

既存住宅の断熱リフォームを行う者に対する補助

(4) 省エネ住宅の普及拡大に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討事業

省エネ住宅に関する課題分析・調査検討業務の委託

3. 事業スキーム

- 事業形態： (1) (2) (3) 間接補助事業 (4) 委託事業
- 補助対象・委託先： (1) (2) (3) 住宅取得者等 (4) 民間事業者・団体
- 実施期間： 令和8年度～令和10年度

4. 事業イメージ



住宅の脱炭素化促進事業のうち、 (1) 戸建住宅・集合住宅における環境影響評価の活用促進事業（経済産業省・国土交通省連携事業）



新築住宅におけるCFP表示製品等の使用等による脱炭素化を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年ネット・ゼロの実現に貢献するため、住宅の断熱化や省エネ化等を支援し、住宅分野の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現を図る。

2. 事業内容

窓又は断熱材の一部に、GHG排出量等の環境情報を定量的に算出し、環境影響を評価する仕組みであるCFP（カーボンフットプリント）表示製品又はEPD（環境製品宣言）取得製品※を使用し、かつ、断熱性能等について一定の要件を満たす新築戸建住宅・新築集合住宅に対して補助します。

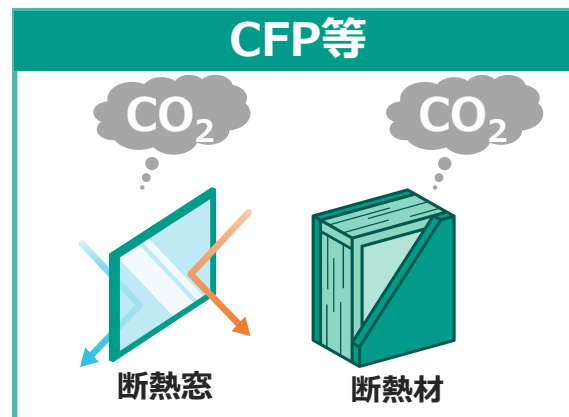
※令和9年度中にCFPを公表する製品を含む

- 1) 戸建住宅（1～4地域）：90万円/戸
（5～8地域）：80万円/戸
- 2) 集合住宅（低層・中層・高層）：50万円/戸
LCCO2の算定を行った場合：60万円/戸
- 3) 上記に加え、グリーン鉄、CLT（直交集成板）、蓄電システム、EV充電設備等に対して別途補助します。

3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業
- 補助対象：住宅取得者等
- 実施期間：令和8年度～令和10年度

4. 補助対象の例



【補助対象住宅の省エネ性能等】

		外皮基準	一次エネルギー消費量削減率	
			省エネのみ	再エネ等含む
戸建住宅		断熱等性能等級6	30%以上削減	100%※1、2
集合住宅※3	低層	断熱等性能等級6※4	30%以上削減	75%※5
	中層			50%※5
	高層			—

※1 寒冷地、低日射、多雪地域は、再エネ含む一次エネルギー消費量削減率75%以上

※2 都市部狭小地等、多雪地域は、要件としない

※3 住棟全体の性能

※4 全住戸の外皮平均熱貫流率（UA値）の平均値が断熱等性能等級6の基準値を満たす場合、角住戸等に限って断熱等性能等級5以上でも可。

※5 多雪地域は、要件としない

住宅の脱炭素化促進事業のうち、 (2) 戸建住宅・集合住宅のZEH化・省CO2化促進事業（経済産業省・国土交通省連携事業）



戸建住宅のZEH化、集合住宅のZEH-M化による省エネ・省CO2化を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年ネット・ゼロの実現に貢献するため、住宅の断熱化や省エネ化等を支援し、住宅分野の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現を図る。

2. 事業内容

① 新築集合住宅のZEH-M化等支援

- 1) 低層ZEH-M（3層以下）、中層ZEH-M（4、5層）への定額補助：40万円/戸※1
- 2) 高層ZEH-Mへの定率補助※2（1/3）
- 3) 上記に加え、蓄電システム、CLT（直交集成板）、EV充電設備等に別途補助

② 既存住宅のZEH化改修促進支援（ZEHリノベ）

- 1) 既存住宅をZEH水準の要件を満たす住宅に改修する者に対して、工事の内容に応じた定額単価を積み上げた補助額（上限250万円/戸）
- 2) 既存住宅の省エネ診断を行う者に対して定率補助（1/3）

③ 新築戸建住宅のZEH・ZEH+化等支援※2

- 1) ZEH、ZEH+への定額補助
- 2) 上記に加え、蓄電システム、CLT（直交集成板）、EV充電設備等に別途補助

※1 LCCO2の算定を行った場合：50万円/戸

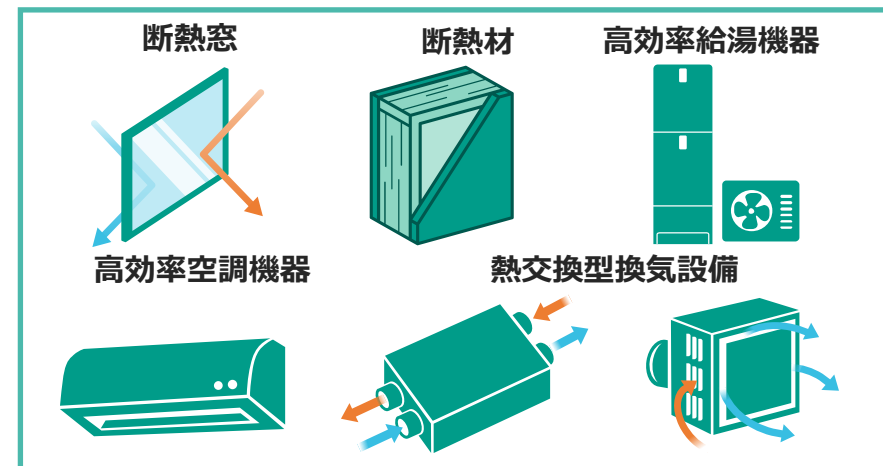
※2 過去に採択された案件の継続分に限る

3. 事業スキーム

- 事業形態： 間接補助事業
- 補助対象： 住宅取得者等
- 実施期間： 令和8年度～令和10年度

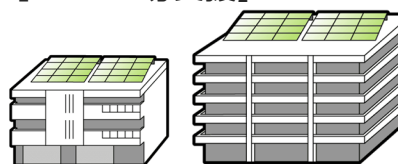
4. 補助対象の例

【ZEHリノベ】



ZEH水準の要件を満たす住宅へ改修

【ZEH-M等支援】



低層ZEH-M

中層ZEH-M

ZEH-M ※	外皮基準	一次エネルギー消費量削減率	
		省エネのみ	再エネ等含む
低層	断熱等性能等級5	20%以上削減	75%
中層			50%

※ 住棟全体の性能

住宅の脱炭素化促進事業のうち、 (3) 既存住宅の断熱リフォーム支援事業（経済産業省・国土交通省連携事業）



既存住宅の断熱リフォームによる省エネ・省CO2化を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年ネット・ゼロの実現に貢献するため、住宅の断熱化や省エネ化等を支援し、住宅分野の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現を図る。

2. 事業内容

住宅全体の一次エネルギー消費量のうち、暖冷房エネルギーの削減率が15%以上となるよう、主要居室を中心に断熱材、窓、ガラス等を改修・交換

- 1) 既存住宅の断熱リフォームを行う者に対して、定率補助（1/3）
- 2) 上記に加え、断熱材・窓の断熱改修と同時に実施する玄関ドア、間仕切壁、最上階以外の天井の断熱改修も補助対象

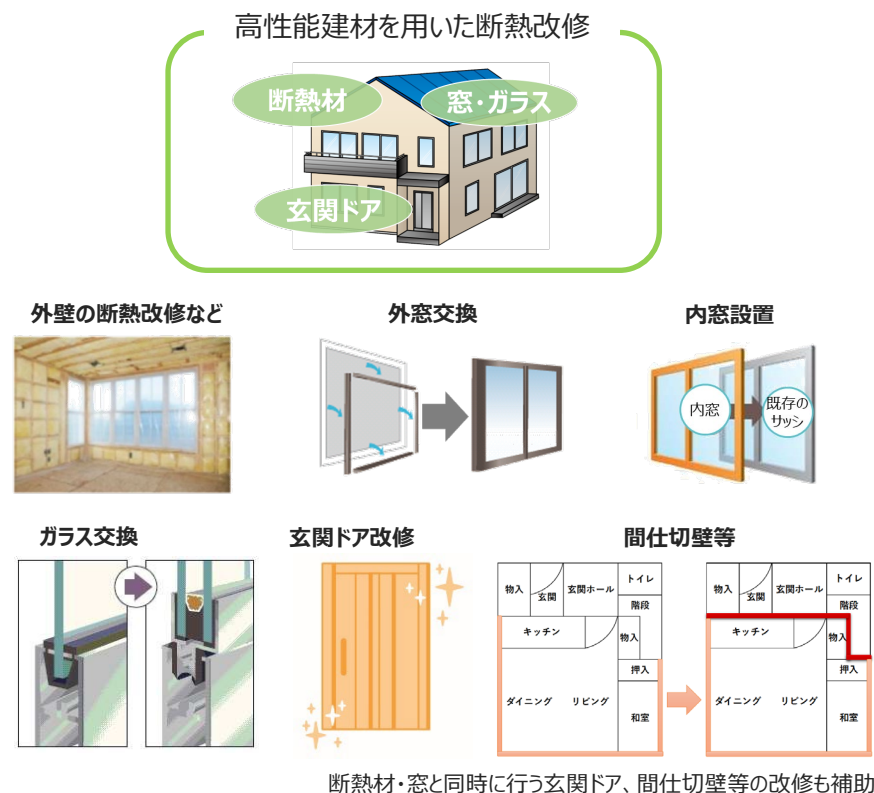
【補助上限額】

- ・既存戸建住宅：上限:120万円/戸
- ・既存集合住宅：上限:15万円/戸（玄関ドアも改修する場合は上限20万円/戸）

3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業
- 補助対象：住宅所有者等
- 実施期間：令和8年度～令和10年度

4. 補助対象の例



断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業 (経済産業省・国土交通省連携事業)



【令和9年度要求額 98,000百万円（新規）】

くらし関連分野のGXを加速させるため、断熱窓への改修による即効性の高いリフォームを推進します。

1. 事業目的

- ① 地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年ネット・ゼロの実現に貢献するため、断熱性能の高い窓の導入を支援し、住宅の脱炭素化と「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現に貢献する。
- ② 先進的な断熱窓の導入加速により、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現する。

2. 事業内容

住宅における熱の出入りの大半は窓等の開口部で発生しているにもかかわらず、日本の住宅の7割は単板ガラスの窓のみによって構成されていることから、窓の断熱改修による住宅の省エネ・省CO2化のポテンシャルは大きい。

このため、本事業では、くらし関連分野のGXを加速させるため、既存住宅等における断熱窓への改修に対して補助を行う。

- ・ 補助額：工事内容に応じて定額
- ・ 対象：住宅及び一部の非住宅建築物における、窓（ガラス・サッシ）の断熱改修工事（内窓設置、外窓交換、ガラス交換）等
- ・ 要件：熱貫流率（Uw値）1.9以下など、建材トップランナー制度2030年目標水準値を超えるもの、その他の要件※を満たすもの等

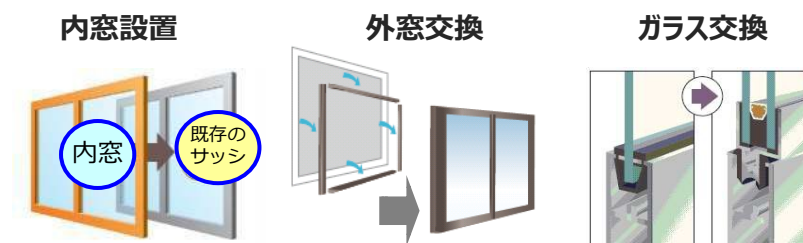
※要件の一例（企業の規模等による）

製造事業者が当事業の実施によって得られる収益の一部を基に自社の成長等を図っていくこと等についてコミットすること。

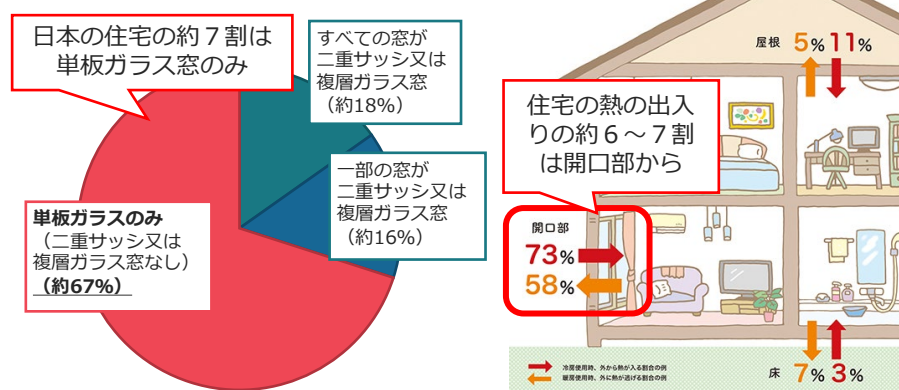
3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業者
- 補助対象：住宅の所有者、民間事業者及び団体等
- 実施期間：令和9年度～

4. 補助事業対象の例



【現状】



出典：R5住宅・土地統計調査を基に環境省作成

参照：（一社）日本建材・住宅設備産業協会 省エネルギー建材普及促進センター「省エネ建材で、快適な家、健康な家」

車両の脱炭素

商用車等の電動化促進事業（経済産業省、国土交通省連携事業）



【令和9年度要求額 30,000百万円（新規）】環境省

2050年カーボンニュートラルの達成を目指し、トラック・タクシー・バスや建設機械の電動化を支援します。

1. 事業目的

- 運輸部門は我が国全体のCO2排出量の約2割を占め、そのうちトラック等商用車からの排出が約4割であり、地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年ネットゼロの達成に向け、商用車の電動化（BEV、PHEV、FCV等）は必要不可欠である。
- また、産業部門全体のCO2排出量は、日本全体の約35.1%、そのうち建機は約1.7%を占め、建機の電動化も必要不可欠である。
- このため、本事業では商用車（トラック・タクシー・バス）や建機の電動化に対し補助を行い、普及初期の導入加速を支援することにより、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現する。

2. 事業内容

商用車（トラック・タクシー・バス）及び建機の電動化（BEV、PHEV、FCV等※1）のために、車両、建機及び充電設備の導入に対して補助を行う。

具体的には、省エネ法に基づく「非化石エネルギー転換目標」を踏まえた中長期計画の作成義務化に伴い、脱炭素に意欲的に取り組む事業者や、非化石エネルギー転換に伴う影響を受ける事業者等に対して、車両及び充電設備の導入費の一部を補助する。

また、GX建機※2の普及状況を踏まえ、今後、公共工事でGX建機の使用を段階的に推進していくことに伴い、GX建機を導入する事業者等に対して、機械及び充電設備の導入費の一部を補助する。

※1 BEV：電気自動車、PHEV：プラグインハイブリッド車、FCV：燃料電池自動車

※2 GX建機：国土交通省の認定を受けた電動建機

3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業
- 補助対象：民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間：令和9年度～

4. 事業イメージ



EVトラック



EVバン



FCVトラック



EVタクシー



PHEVタクシー



FCVタクシー



EVバス



FCVバス



充電設備※



GX建機

※本事業において、車両及び建機と一体的に導入するものに限る

脱炭素経営

中小企業を含むバリューチェーン全体の脱炭素経営高度化事業



【令和9年度要求額 1,651百万円（1,651百万円）】環境省

モデル事業支援やガイドブック作成により、バリューチェーンでの企業の脱炭素経営を普及・高度化し、脱炭素化と競争力強化を図ります。

1. 事業目的

グローバルにESG金融が拡大する中、バリューチェーン全体の排出量が企業価値に影響し得ることから、中小企業を含むバリューチェーン全体での企業の脱炭素経営（気候変動対策の観点を織り込んだ企業経営）を普及・高度化し、企業の脱炭素化による競争力強化を図る。これにより、国内外からESG金融を呼び込み、我が国における「経済と環境の好循環」の実現を目指す。

2. 事業内容

以下の事業を有機的に連携させながら実施し、脱炭素経営の取組を中小企業を含むバリューチェーン全体の企業の経営や実務に落とし込むとともに、その取組が評価されるために必要な環境整備を行う。

（1）バリューチェーンの脱炭素化促進事業

- ① バリューチェーン全体での脱炭素化促進情報発信支援事業
- ② 製品・サービスの排出量見える化・削減支援事業
- ③ 脱炭素経営の戦略策定・情報開示等支援事業

（2）中小企業向け脱炭素経営実践促進事業

- ① 地域ぐるみの中小企業支援体制構築事業
- ② バリューチェーン全体の排出削減計画策定支援事業

（3）排出量算定・データ共有の基盤整備事業

- ① 「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム」保守運用・改修等事業

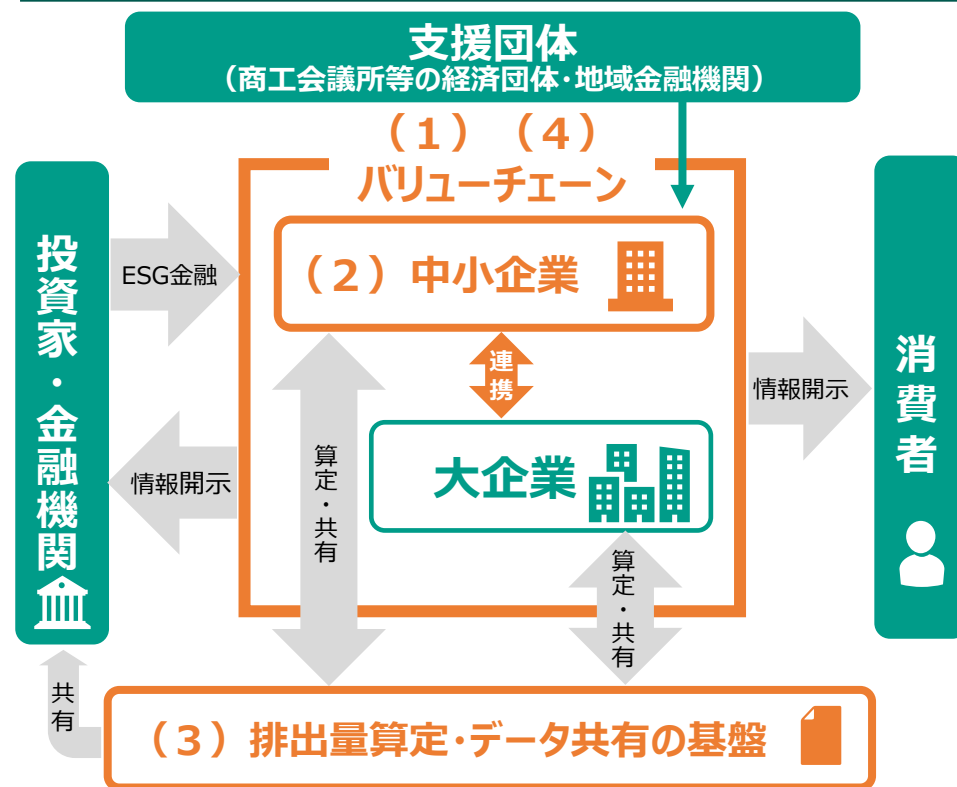
（4）バリューチェーンの脱炭素化に資する新たな再エネ導入モデル構築事業

- ① バリューチェーンの脱炭素化に資する新たな再エネ導入モデル構築事業
- ② 新たな事業モデルの水平展開に向けた方法論整備

3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業
- 委託先：民間事業者・団体
- 実施期間：令和8年度～令和10年度

4. 事業イメージ





モデル事業支援やガイドブック拡充、情報発信により、バリューチェーンにおける企業の脱炭素化への支援を図ります。

1. 事業目的

バリューチェーン全体の脱炭素化に向けて、自社以外の排出削減努力を自社の排出量に反映できる1次データの活用、製品・サービス単位での排出量算定・表示方法の検討・普及、及び国内外の取組状況に関する情報提供が必要。また、脱炭素化実現に向け、環境課題と関連の深いサステナビリティ課題の統合的解決を実現する企業経営も求められている。このため、国内外の動向調査や情報発信、1次データ活用に関するガイドブック等の拡充、モデル事業による業界ルール整備及び人材育成の促進、脱炭素製品・サービスの需要創出の取組等を通して、バリューチェーンの全体の脱炭素化を促進し、企業の脱炭素化による競争力強化を図る。

2. 事業内容

① バリューチェーン全体での脱炭素経営促進情報発信支援事業

バリューチェーンにおける自社以外の削減努力を自社の排出量に反映できる、1次データを活用したScope3排出量の算定方法を検討・拡充し、1次データを活用した算定・開示の普及を促進するとともに、バリューチェーン全体での脱炭素化促進に向け、各種事業の取組成果や、各国、他省庁や民間の取組を含めた幅広い情報発信を行う。

② 製品・サービスの排出量見える化・削減支援事業

国民が脱炭素に資する製品・サービスを選択できる社会の実現に向けて、製品・サービス単位での排出量（カーボンフットプリント：CFP）を算定・表示するモデル事業を実施し、業界のルール整備、地域の人材育成等を通して、CFP算定・表示の普及を目指す。また企業の脱炭素投資促進のため、デコ活とも連携の上、デマンドサイド（消費者・官民）に対する脱炭素製品・サービスの需要創出に向けた取組を行う。

③ 脱炭素経営の戦略策定・情報開示等支援事業

継続的な脱炭素取組に向け、環境三分野等の統合的解決を実現するためにガバナンス、リスク管理や戦略策定等のあり方について、国内外動向及び事例調査やモデル事業等を実施し、その知見や成果を踏まえたガイドブック等を拡充する。

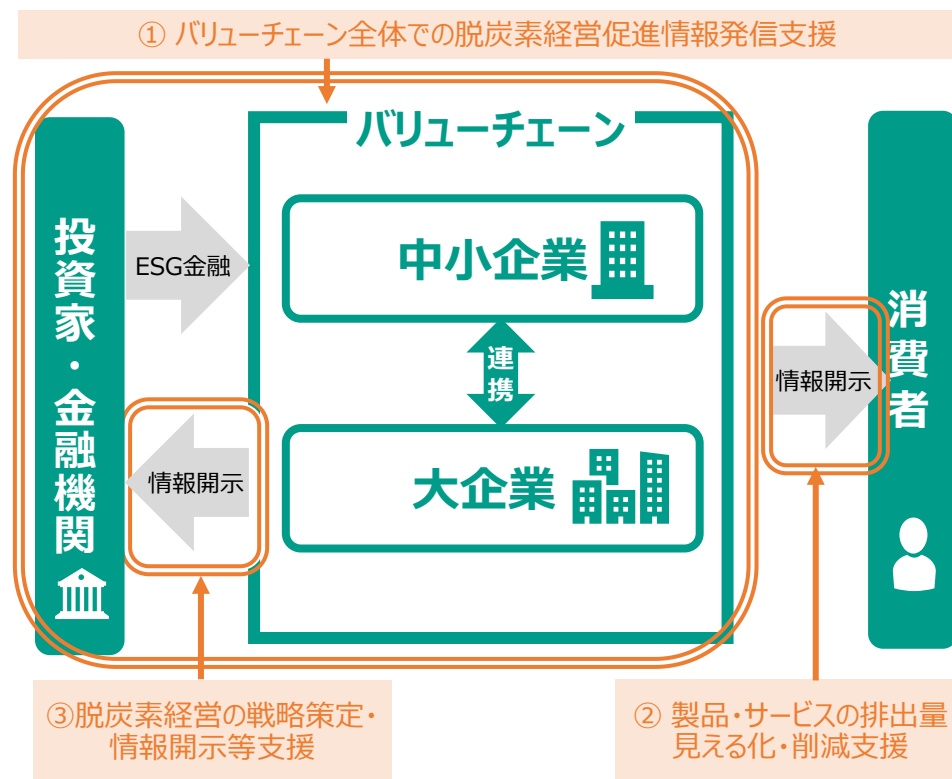
3. 事業スキーム

■ 事業形態：委託事業

■ 委託先：民間事業者・団体

■ 実施期間：令和8年度～令和10年度

4. 事業イメージ





中小企業との接点を持つ事業者及び支援機関向けにモデル事業による支援を行い、バリューチェーン全体及び地域ぐるみでの脱炭素化を図ります。

1. 事業目的

中小企業にも脱炭素経営が求められる中、中小企業個社では脱炭素化の意義・メリットや具体的に取るべき内容が分からない、取組についてどこに相談したら良いか分からない、といった企業が多数存在。このため、地域ぐるみでの中小企業支援体制構築による地域全体の機運醸成、脱炭素経営取組支援や人材育成とその横展開、あるいはバリューチェーンを構成する取引先企業へのエンゲージメントの推進や業界共通ガイダンス等の整備を通じて、「知る」「測る」「減らす」の3ステップに沿った、企業の脱炭素化による競争力強化を図る。

2. 事業内容

① 地域ぐるみの中小企業支援体制構築事業

普段から中小企業との接点を持っている地域金融機関・商工会議所等の経済団体等と地方公共団体が連携し、地域内中小企業の脱炭素経営普及を目指す。地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制の構築に際し、各地域で主体的に取組を進めるための基盤整備や、支援体制の横展開を進めるため、体制構築を支援する地域の取組への支援、横展開取組への伴走支援、過年度に支援した地域のフォローアップ、脱炭素支援に関する資格制度の運用等を通じて、各地域の中小企業の脱炭素化を先導する地域人材の育成や体制構築の更なる促進を図る。

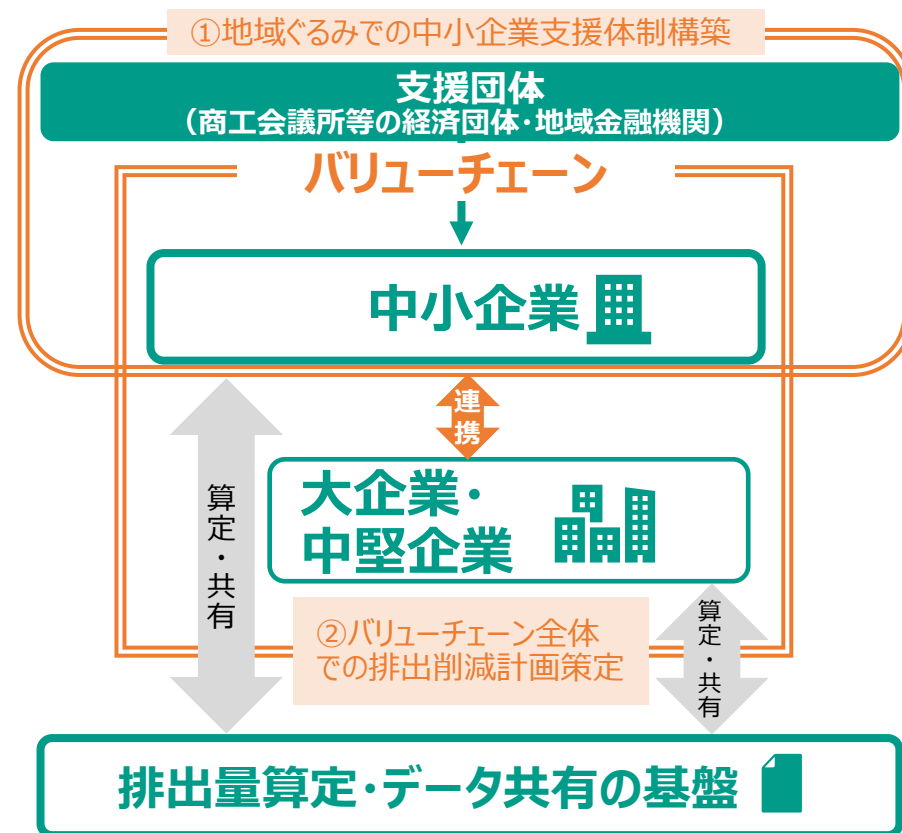
② バリューチェーン全体の排出削減計画策定支援事業

自社とその取引先企業が連携して行う取組（エンゲージメント）に関するモデル事業を通じ、業界共通のScope3算定・1次データ取得ルールや、エンゲージメント方針等のガイダンスの整備を進める。また簡易なScope3算定や、バリューチェーン上でのデータ連携のための基盤整備を進め、取引先企業と連携した削減計画策定及び、削減取組検討に向けた支援を促進する。これらを踏まえて、バリューチェーン全体で排出削減を進める上での技術的なポイントや事例をまとめたガイドブックを改定する。

3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業
- 委託先：民間事業者・団体
- 実施期間：令和8年度～令和10年度

4. 事業イメージ



中小企業を含むバリューチェーン全体の脱炭素経営高度化事業のうち、 (3) 排出量算定・データ共有の基盤整備事業



算定報告公表対象外事業者も含めて使用できるよう機能追加により、使用者の利用価値を向上させた基盤整備改修を図ります。

1. 事業目的

排出量情報を共有するためのプラットフォームや共通フォーマットがなく、企業間で排出量情報を共有するのに手間がかかっている。このため、排出量算定及びデータ共有・報告のための基盤を整備し民間の算定ツールとの連携を行い、大企業・中小企業ともに排出量算定及びデータ共有・報告がし易い環境を整備する。また、企業価値創造に繋げるため、削減に貢献した取り組み、国際認証の取得状況、サステナビリティ開示等の取組状況を掲載する。

2. 事業内容

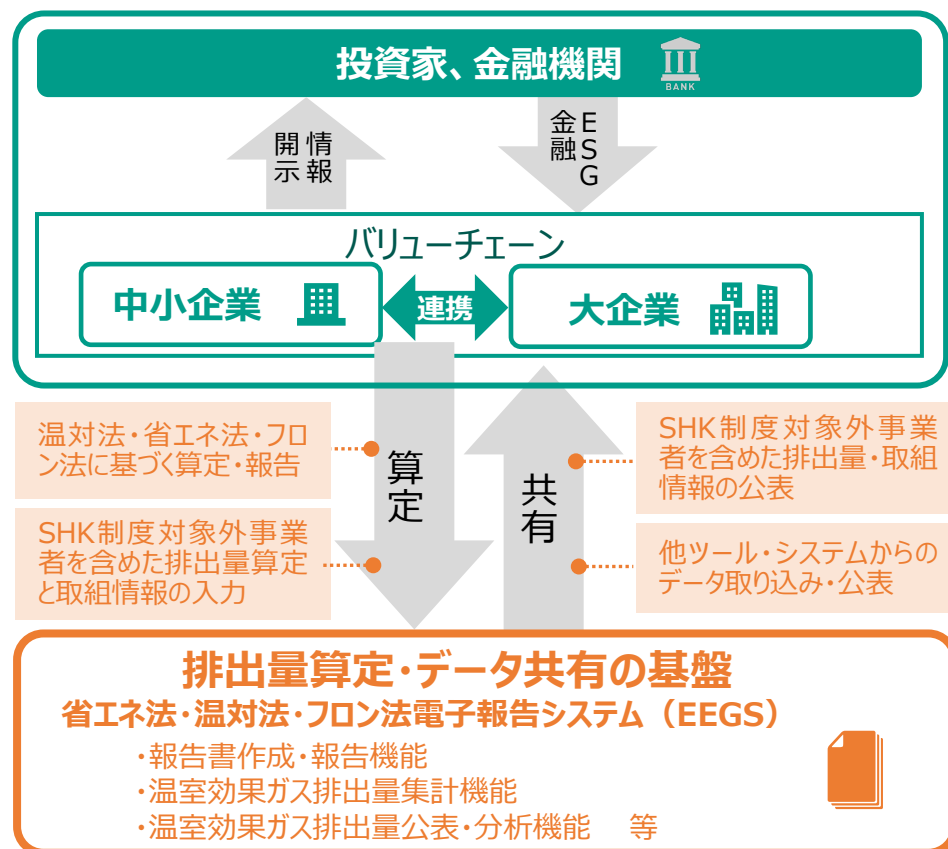
①「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム」保守運用・改修等事業

- 温対法等に基づく報告と温室効果ガス排出に関する情報の統合管理を目的とする「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム」(EEGS)について、保守・運用や問合せ対応を行う。
- 排出量算定・データ共有に係る企業ニーズの高まり等を踏まえ、以下の改修を行う。
「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」(SHK制度)の見直しを受けたアルゴリズムの変更・追加、EEGS外のGX関連システム及び各種算定ツール・システムを用いて算定した排出量等のデータをEEGSに取り込み、EEGS上でそれらを公表する機能の追加等を行う。
- 企業・投資家・金融機関のニーズ等も踏まえつつ、排出量情報プラットフォームの在り方を検討するとともに、EEGSの利用価値を向上するための方策や機能拡充等について検討を行う。
- 中小企業の報告件数と任意報告の件数の増加に向けて、EEGS機能の認知拡大に加え、事業者のニーズも踏まえた、取り組みの見える化に向けたEEGSの改修、データ連携拡大等を進める。

3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業
- 委託先：民間事業者・団体
- 実施期間：令和8年度～令和10年度

4. 事業イメージ



中小企業を含むバリューチェーン全体の脱炭素経営高度化事業のうち、 (4) バリューチェーンの脱炭素化に資する新たな再エネ導入モデル構築事業



バリューチェーン上の大企業と中小企業の連携による再エネ導入モデルを構築し、バリューチェーンの脱炭素化を図ります。

1. 事業目的

従来のPPA事業では、一定の事業規模や長期の与信を必要とすることが多く、中小企業において自社の温室効果ガス削減対策として再エネを活用するにあたり課題となっている。このため、バリューチェーン上の大企業と中小企業との連携により、規模や与信等の事業上の課題を解消し、PPA事業による再エネ導入を加速化する新たな導入モデルを構築し、バリューチェーンの脱炭素化を図る。

2. 事業内容

① バリューチェーンの脱炭素化に資する新たな再エネ導入モデル構築事業

大企業が自社のバリューチェーン上の中小企業を多数束ね、PPA事業者とともに一括で事業化することで規模の課題を解消するとともに、よりエンゲージメントを深め、脱炭素投資として資金拠出することで与信の課題を解消し再エネを最大限導入する新たなモデルを構築する。

② 新たな事業モデルの水平展開に向けた方法論整備

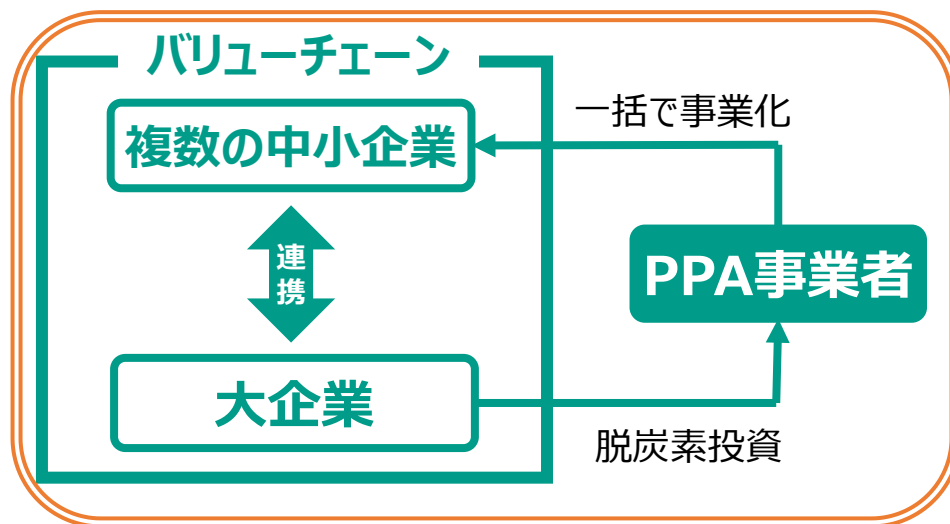
①で得られた成果から、新たな再エネ導入モデルとして広く普及させていくにあたり必要となる項目（バリューチェーン全体での与信の見極め、大企業による資金拠出の在り方等）を分析し、新たな事業モデルとして水平展開するための方法論を取りまとめる。

3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業
- 委託先：民間事業者・団体
- 実施期間：令和8年度～令和10年度

4. 事業イメージ

① バリューチェーンの脱炭素化に資する新たな再エネ導入モデル構築



② 新たな事業モデルの水平展開に向けた方法論整備

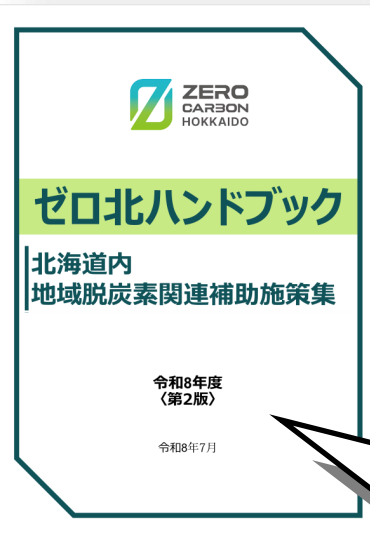
(参考) 補助事業の探し方

北海道で使える支援事業の探し方：ゼロ北ハンドブック

https://hokkaido.env.go.jp/earth/post_143.html

- 7つの地方支分部局（総合通信局、農政事務所、森林管理局、経産局、開発局、運輸局、環境局）＋北海道庁の脱炭素関連補助施策が1冊に。
- 機関別ではなく、やりたいことから事業検索が可能な構成。

ゼロ北ハンドブック



検索	
3 再エネ・省エネ等の設備を導入・検討したい！ ※ 住宅・ビルへの設備導入については5もご覧ください！	
3-1 再エネ電気・熱全般	007 008 011 014 016 017 021 086
3-2 太陽光（熱も含む）	019 020 022 017 024 025 026 028 050 054
3-3 風力	054 ※ 3-1をご覧ください
3-4 バイオマス（熱も含む）	027 107 113
3-5 地熱・地中熱・温泉熱等	009 010 027 030 031 032 033
3-6 水力・小水力	034 092 093
3-7 天然ガス・燃料転換・コジェネレーション	017 038
3-8 水素	035 036 039
3-9 蓄電池・EMS・送電線	011 017 022 023 039 040 050 055 086
3-10 熱供給	021 027
3-11 充放電設備	011 076 077 086
3-12 省エネ設備	007 013 017 029 042 043 063 116 119
3-13 マイクログリッド導入	010
3-14 デマンドリスポンス対応	039 ~ 041
※ 076 077 ...車両の充放電設備	
※ 086 ...物流施設に限る	
※ 116 119 ...工場、事業場に限る	

（検索ページ）



需要家主導型太陽光発電及び再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業 023

事業内容
① 需要家主導型太陽光発電導入支援事業 ※採択案件の年度負担分のみ再エネ利用を希望する需要家が、発電事業者や需要家自ら太陽光発電設備を設置し、FIT/FIP制度によらず、再エネを長期的に利用する契約を締結する場合の、太陽光発電設備の導入を支援する。
② 再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業
需要家に対して需給バランスに合った再生電力の供給を推進するため、一定規模以上の蓄電池併設支援を行う。

補助対象
機器購入等の費用

補助率
① 1/2、1/3
② 1/2、1/3

補助対象
民間企業等

問い合わせ先
経済産業省 再生エネルギー庁 省エネルギー部 新エネルギー課 03-3501-4031
北海道経済産業局 エネルギー対策課 011-709-1753
※ 現時点で令和7年度事業は公募開始しておりません。

民間企業等による再生エネルギーの導入及び地域共生加速化事業の5つの地域共生型太陽光発電設備の導入促進事業 024

事業内容
生物多様性等の自然環境にも配慮し、営農地・水面等を活用した太陽光発電について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備導入を支援する。
※コスト要件
本補助金を受け入れることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に照らされている阿留川が整備される電源・発電等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。

補助対象
太陽光発電設備

補助率
設備導入：1/2

補助対象
民間事業者・団体等

問い合わせ先
環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 0570-028-341
北海道地方環境事務所 地域脱炭素推進室 011-299-2460

（事業紹介ページ）

やりたい事業を検索！

環境省補助事業の探し方：エネ特ポータル

<https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/index.html>

エネ特ポータル



環境省 Ministry of the Environment 脱炭素ポータル

エネ特トップ 初めての方 補助・委託事業一覧 申請フロー 補助金 活用事例 パンフレット よくある質問

ホーム > 政策分野・行政活動 > 政策分野一覧 > 地球環境・国際環境協力 > 脱炭素化事業支援情報サイト（エネ特ポータル）

脱炭素化事業支援情報サイト（エネ特ポータル）

脱炭素化に向けた取組を支援するための補助・委託事業について、事業一覧、申請フロー、活用事例等を掲載しています。

補助・委託事業を探す

環境省の地球温暖化対策に関する補助・委託事業を紹介しています。絞り込み検索や、キーワードを入力しての事業検索ができます。ぜひ一度お試しください。

補助・委託事業一覧
▶ 令和8年度（2026年度）の事業一覧を見る

初めて補助金の活用をご検討している方は、[初めての方ページ](#)をご確認ください。

環境省 Ministry of the Environment 脱炭素ポータル

エネ特トップ 初めての方 補助・委託事業一覧 申請フロー 補助金 活用事例 パンフレット よくある質問

ホーム > 政策分野・行政活動 > 政策分野一覧 > 地球環境・国際環境協力 > エネ特ポータル > 令和8年度予算 及び 令和7年度補正予算 脱炭素化事業一覧

令和8年度予算 及び 令和7年度補正予算 脱炭素化事業一覧

環境省の地球温暖化対策に関する補助・委託事業を紹介しています。

公募や入札情報は「[補助・委託事業の申請フロー](#)」ページ記載のリンクよりご確認ください。
「[活用事例](#)」ページでは、補助事業を活用し再エネや省エネ設備を導入した事例を紹介しています。ぜひご覧ください。

事業選びにお悩みの方へ
おすすめ事業診断スタート
[こちらをクリック](#)

事業一覧（69件） [このページの使い方](#) [すべての詳細を開く](#)

キーワード検索 事業対象者 施策分野 事業タイプ 補助/委託

よく閲覧されている事業に関連するワード
[太陽光](#) [ペロブスカイト](#) [PPA/ストレージバリティ](#) [水素](#) [LED](#) [蓄電池](#) [ZEB/ZEH](#) [EV](#) [工場・事業場](#) [地域脱炭素](#) [レジリエンス](#)
[資源循環](#) [断熱](#) [デコ活](#) [SHIFT](#)

令和7年度補正予算

断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO₂加速化支援事業（経済産業省・国土交通省連携事業）
（令和7年度補正予算）
令和7年度補正予算 112.500百万円
くらし関連分野のGXを加速させるため、断熱窓への改修による即効性の高いリフォームを推進します。

事業情報、事業概要、応募詳細
（執行団体ウェブサイトへのリンク）、問い合わせ先が表示されます。

補助事業内容の調べ方：執行団体ウェブサイト

執行団体一覧ページから執行団体ウェブサイトへアクセス
又は、事業名を検索し、執行団体ウェブサイトへアクセス

環境省
Ministry of the Environment

本文へ > English キーワード検索 🔍 ヘルプ

ホーム 環境省について 政策 法令 報道・広報 白書・統計 申請・手続き

地球環境・国際環境協力

ホーム > 政策 > 政策分野一覧 > 地球環境・国際環境協力
> 2026年度（令和8年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金等に係る補助事業者（執行団体）について

2026年度（令和8年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金等に係る補助事業者（執行団体）について

1. 公募の結果

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金等に係る補助事業の実施にあたり、事業を行う法人（間接補助金の執行団体）について、公募を行い、応募がありました提案について、厳正な審査を行った結果、以下のとおり補助事業者（執行団体）を採択いたしましたのでお知らせします

地域脱炭素実現に向けた具体策実装支援事業	一般社団法人地域循環共生社会連携協会 https://rcespa.jp/
地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業	一般財団法人環境イノベーション情報機構 https://www.eic.or.jp
民間企業等による再生エネの導入及び地域共生加速化事業	一般社団法人環境技術普及促進協会 http://www.eta.or.jp
住宅の脱炭素化促進事業（うち戸建住宅・集合住宅のZEH化・省CO2化促進事業）	一般社団法人環境共創イニシアチブ https://sil.or.jp
住宅の脱炭素化促進事業（うち既存住宅の断熱リフォーム支援事業）	公益財団法人北海道環境財団 http://www.heco-spc.or.jp

https://www.env.go.jp/page_00340.html

お知らせ

一般財団法人 環境イノベーション情報機構

🏠 機構サイト ▶ お知らせ一覧 ▶ 2025（令和7）年度 ▶ 令和7年度予算【ストレージバリティ】 ▶ 令和7年度予算の二次公募のお知らせ

2025.09.04 【公募のお知らせ】環境省補助金 令和7年度予算の二次公募 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再生エネの導入及び地域共生加速化事業）ストレージバリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業について

一般財団法人環境イノベーション情報機構（EIC）は、「ストレージバリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業」の令和7年度予算の二次公募を実施します。

【重要】今回の二次公募は、一般社団法人環境技術普及促進協会が公募を実施する「脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）」（以下「ペロブスカイト事業」という）によりペロブスカイト太陽電池の申請を行うことが必須要件となり、本補助事業では定置用蓄電池のみを導入する申請が対象となります。したがって、今回の二次公募では太陽光発電設備と定置用蓄電池を同時に導入する従来の申請はできません。また、既設の太陽光発電設備（ペロブスカイト太陽電池を含む）がある施設に、本補助事業で定置用蓄電池のみを導入する申請も認められません。

1. 公募期間

● 令和7年度予算の二次公募：2025年9月4日（木）～2025年10月7日（火）正午まで【厳守】

※本補助事業の期間は単年度とします。複数年度にわたる事業内容の申請は受け付けません。

※令和7年度予算の二次公募についても、本補助事業の実施期限（2026年1月30日）に変更はありません。

2. 公募関係資料

- ☑ 公募要領【PDF: 1.91MB】📄
- ☑ 公募要領 別冊 応募に必要な書類【PDF: 6.27MB】📄
- ☑ 応募様式一式【ZIP: 595KB】📎
- ☑ Q&A集【PDF: 4.05MB】📄
- ☑ 交付規程（令和7年度）【PDF: 1.22MB】📄

公募要領・Q&A・説明会動画
などを確認できます。

※申請する公募期間にEICのウェブサイトに掲載された応募様式を必ず使用してください。古い様式（令和6年度補正予算の一次公募および二次公募の様式）を使用しての応募は要件を満たさないことになり、不採択となりますので、十分ご注意ください。

本公募では、Jグランツにより応募書類を受け付けます。電子メールでの提出は受け付けませんので、ご注意ください。

- 🔗 Jグランツ 申請ページ📄
- 🔗 Jグランツ トップページ📄

Jグランツでの応募にあたっては、事前にGピズIDのアカウントの取得が必要です。GピズIDアカウントを未取得の場合は、公募締め切りまでにアカウントを取得してください。原則として、代表申請者のGピズIDで申請してください。